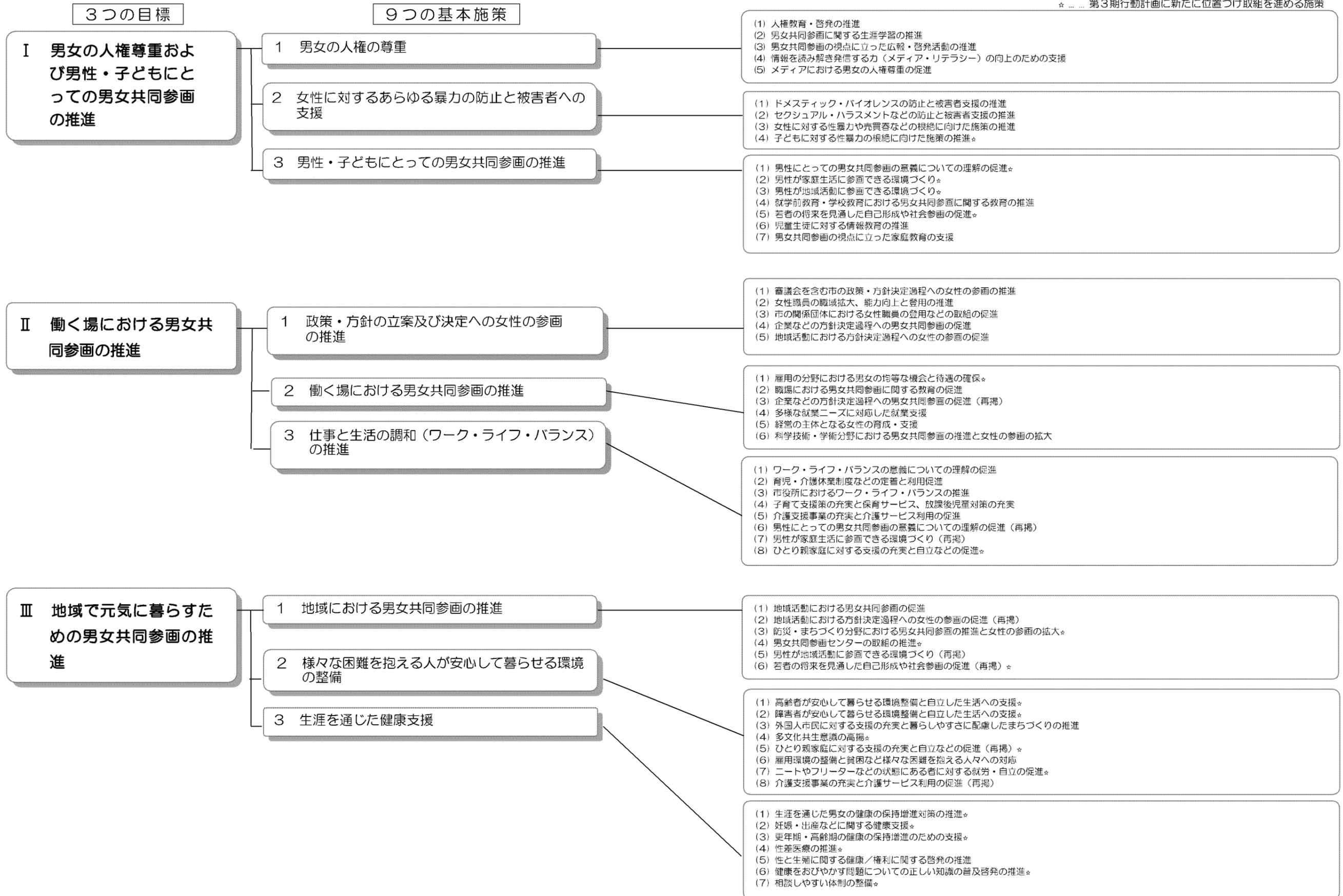


Ⅱ 第3期川崎市男女平等推進行動計画  
～かわさき☆かがやきプラン～  
事業計画  
平成26(2014)年度

# 1 第3期川崎市男女平等推進行動計画 体系図

## 施策

☆ ... 第3期行動計画に新たに位置づけ取組を進める施策



## 2 平成 26(2014)年度事業計画調査

### (1) 調査概要

#### 【調査の目的】

この調査は、「第 2 期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下「第 2 期行動計画」という。)期間中の課題等を踏まえて、平成 26(2014)年 3 月に策定した「第 3 期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下「第 3 期行動計画」という。)に基づく事業について、事業計画及び課題の進捗状況管理等を目的にしています。これまでの年次報告書では個別事業の進捗状況調査時にあわせて調査を実施していましたが、行動計画の改定に伴い、別途調査を実施しました。

#### 【調査内容】

##### 1 調査対象

「第 3 期行動計画」に掲げる 97 の事業を所管する全局(室)・区

##### 2 調査期間

平成 26(2014)年 6 月 18 日～7 月 1 日

##### 3 調査方法

###### (1) 平成 26(2014)年度男女平等推進行動計画事業計画調査表 [様式 3] (P. 186 参照)

対象 : 事業を実施する所管課

調査内容 : 第 3 期行動計画に基づく事業計画及び課題等について、各所管課において男女平等の視点での実施計画状況等を記載しています。

### 3 個別事業計画について

## 平成26(2014)年度「第3期川崎市男女平等推進行動計画」事業計画

- ★ 今後の方向性

  - 1 充実
  - 2 現状維持
  - 3 縮小
  - 4 終了
  - 5 その他（事業の見直しなど）

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
<b>I 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進</b>					
<b>1 男女の人権の尊重</b>					
<b>①人権教育・啓発の推進</b>					
1	・性に基づく人権侵害に対する周知を実施します。	男女共同参画センターが実施するインターンシップのカリキュラムのなかで、また、市民向け講座で、DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する基礎知識等の周知を実施する。	市民向け講座等において、DVに関する基礎知識等を学ぶ機会を作り出し、また、男女平等推進週間に合わせたDV啓発パネル展示を実施し、市民にDVに対するの理解の促進を図る。	2	市民・こども局
		性的マイノリティをはじめとする様々な人権課題に対する正しい知識の普及に努めるとともに、市民一人ひとりが互いの人権を尊重できるよう人権フェア等の各種啓発事業において取り組む。	関係機関と連携し、市民向け講座の開催や、男女平等推進週間に合わせたパネル展示等DVに関する基礎知識等の周知を実施する。 11月の市政だより「人権特集」に啓発記事を掲載するとともに、川崎地下街アゼリア広報コーナーやかわさき人権フェア2014で展示を行う。また、地域情報紙に啓発記事を掲載することを検討する。	2	市民・こども局
		児童生徒の人権感覚の育成のため、男女を問わず一人一人の個性や能力を發揮できる学校環境・学習環境の在り方の重要性を、研修や研究の機会を通じ啓発に努める。	管理職研修、各種経験者別教職員研修や校内研究支援の機会を通して啓発を行う。	2	教育委員会
2	・性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から啓発活動を実施します。	性的マイノリティをはじめとする様々な人権課題に対する正しい知識の普及に努めるとともに、市民一人ひとりが互いの人権を尊重できるように効果的な広報や啓発事業を実施する。	男女共同参画センターにおいて、関係機関と調整を図りながら、当事者や家族からの各種相談に対応するとともに、職員研修や市民向け啓発活動を実施する。	2	市民・こども局
		性同一性障害の相談の窓口として本人、家族等からの相談に対応します。また市民、関係機関等に対する講演会等啓発活動を実施します	性同一性障害の高校生年齢以上の相談窓口として、本人、家族等からの相談に対応します。また講演等普及・啓発活動を実施します。	2	健康福祉局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
3	・男女平等にかかわる人権侵害に対する人権オンブズマンの相談・救済制度等について、広報を実施します。	子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権の侵害について、市民が簡易に安心して相談や救済の申立てができるよう制度を周知する。	市HP、年度報告書、市政だよりや広報掲示板の活用、区役所や男女共同参画センター等と連携した広報活動の実施、地域関係者や関係機関等との会議を活用した制度の周知に努める。	2	市民オンブズマン事務局
4	・「男女平等推進週間」等の事業を実施します。	6月の男女平等推進週間などさまざまな機会を捉えて、チラシの配布や掲示、講座等を行い広報・啓発を推進する。	6月23日から29日までを「川崎市男女平等推進週間」と定め、男女共同参画センターと連携した事業展開を行う。 課題としては、市民への周知が十分でなく、広報手段の検討が必要。	1	市民・こども局
5	・男女平等についての理解を効果的に深めるために、市のあらゆる施設を積極的に活用した広報を実施します。	市内の公共施設でポスターの掲示やチラシの配布を行う。	市内の公共施設等を活用し、男女平等についての理解促進を目的とした広報・啓発活動を引き続き実施する。	2	市民・こども局
		関係部局等から提供された広報物等を、来庁者の目に留まりやすい場所に掲示・及び配布を行う。	関係部局等から提供された広報物等を、来庁者の目に留まりやすい場所に掲示・及び配布を行い、意識啓発のための広報活動を進めていく。	2	教育委員会
		関係機関等からの資料送付や依頼を受け、掲出する	男女平等の推進に向けた広報活動に協力し、市民への啓発を行っていく。施設で開催する関連主催事業において、参加者への資料配布・広報に努める。	2	教育委員会
<b>②男女共同参画に関する生涯学習の推進</b>					
6	・家庭・地域教育学級等における男女平等推進研修に市民講師等の紹介を行います。	市民館からの依頼に応じて、男女平等推進学習等に男女共同参画センターの職員を派遣し、出前講座を実施する。	継続した取組として、市民館等を対象とした男女平等を主題とした出前講座を実施していく。	2	市民・こども局
7	・市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	男女共同参画センターにおいて、市民活動グループ等の企画提案による協働事業の実施や、すくらむ塾、インターンシップ受入などの人材育成を行う。	市民団体の特徴と専門性を活かしながら、さまざまな協力形態を用いながら、男女共同参画の推進につながる事業の実施を通じて、団体と人材の育成に取り組む。	2	市民・こども局
		男女があらゆる場において個人として自立し、協力し、責任を分かち合えるよう、教育文化会館、各市民館において、性による差別や人権に関する課題を学ぶ全5回～10回の講座を開催する。	男女があらゆる場において個人として自立し、協力し、責任を分かち合えるよう、教育文化会館、各市民館において、性による差別や人権に関する課題を学ぶ全5回～10回の講座を開催する。	2	教育委員会

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
8	・教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」の講座や情報提供の実施、学習スペースの確保等を通じて、市民の男女平等に関する学習機会を提供します。	男女があらゆる場において個人として自立し、協力し、責任を分かち合えるよう、教育文化会館、各市民館において、性による差別や人権に関する課題を学ぶ全5回～10回の講座を開催する。	男女があらゆる場において個人として自立し、協力し、責任を分かち合えるよう、教育文化会館、各市民館において、性による差別や人権に関する課題を学ぶ全5回～10回の講座を開催する。	2	教育委員会
③男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の推進					
④情報を読み解き発信する力(メディア・リテラシー)の向上のための支援					
9	・情報を読み解き発信する力の向上のための講座や講師紹介及び情報提供、学習スペースの確保等を通じた市民及び事業者の活動を支援します。	男女共同参画センターがメディアリテラシー向上のための支援として講座を実施する。また、センター内の情報提供室の内容等を充実させ、市民及び事業者への学習スペースの確保を実施する。	効率的でリテラシー能力の向上につながる講座や広報、環境整備を実施していく。	2	市民・子ども局
⑤メディアにおける男女の人権尊重の促進					
10	・広報資料の作成に関する手引きの周知及び活用の徹底を図ります。	・男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引きを作成し、広報広聴主管会議およびイントラを通じて、趣旨周知に努める。	男女共同参画推進員を通じて、庁内各課に手引きを配布し、手引きを活用した男女平等の視点に考慮した資料等作成が行えるよう周知啓発に努める。	2	市民・子ども局
11	・広報資料の作成にあたっては、手引き(※)を活用し、男女平等推進の視点に配慮します。 ※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。	・自治推進委員会の設置・運営及び条例の周知など、自治基本条例の理念を深めるための取組の推進。 ・シニア世代が豊富な経験・知識・能力を地域社会の中で発揮し、地元活動の担い手となるような支援を行う。 (自治推進部) ・法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計された項目についてはそのまま公表します。 (統計情報課)	引き続き局内事業に男女平等の視点が考慮されているか確認し、不適切な項目があれば見直しを要請していきたい。  ・自治基本条例の理念等の周知に当たって広報資料を作成する際は、男女平等推進の視点に配慮する。 ・シニア世代向け情報誌「大人の充実生活」の改訂版を男女平等推進の視点に配慮して発行する。 (自治推進部) ・法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計された項目についてはそのまま公表します。(統計情報課)	2	総務局
				2	総合企画局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
11	<p>・広報資料の作成にあたっては、手引き(※)を活用し、男女平等推進の視点に配慮します。  ※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。</p>	<p>局内において手引きの周知を図り、男女平等の視点に配慮した刊行物の作成・発行を推進する</p>	<p>局内での手引きの周知を図り、引き続き男女平等の視点に配慮した刊行物の作成・発行にあたる。</p>	2	財政局
		<p>作成の際には手引きを活用するよう局内に働きかけ、男女平等の視点を取り入れた内容表現に配慮します。</p>	<p>局内に手引きを配布し、広報資料の作成の際にそれを活用するよう周知する。  男女平等の視点を取り入れた内容表現に配慮するよう周知啓発に努める。</p>	2	市民・子ども局
		<p>「かわさき市政だより」：市の主要施策や催しなどの情報を市民に届ける。月2回発行。  「広報テレビ番組・広報ラジオ番組の製作」：川崎市の多彩な魅力・旬な情報やイベント情報を伝える。</p>	<p>「かわさき市政だより」：引き続き市の広報について男女平等推進の視点に配慮し事業を執行していきます。  「広報テレビ番組・広報ラジオ番組の製作」：今後も引き続き、広報事業において、男女平等推進や人権尊重の観点から不適切な表現等がないように事業実施を行う。あわせて、所管課と協力して、男女平等推進に関する広報を行う。</p>	2	市民・子ども局
		<p>手引きに沿って、男女平等の視点に配慮した刊行物の作成・発行</p>	<p>男女共同に関する情報提供や啓発を行うなど、今後も引き続き男女平等の視点の共有化を図り、男女平等の視点に配慮した刊行物を作成・発行する。</p>	2	子ども本部
		<p>局で発行する配布物、パンフレット等において男女平等の視点に配慮するため、手引きの周知を図る。</p>	<p>引き続き局内で「ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、男女平等の視点について職員への意識啓発を行っていく。</p>	2	環境局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
11	<p>・広報資料の作成にあたっては、手引き(※)を活用し、男女平等推進の視点に配慮します。  ※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。</p>	局内にガイドラインの周知及び活用について働きかけ、男女平等施策に関する情報を共有しながら意識啓発を行っていく。	引続き、男女平等施策に関する情報について共有をしながら、意識啓発を行っていく。	2	健康福祉局
		広報資料、配布物、パンフレット等に差別的表現がないよう配慮を行う。	今後も手引きを参考に継続して配慮し、局内への浸透を図る。	2	まちづくり局
		局内で作成する広報資料、配布物、パンフレット等について、男女平等推進の視点に立った表現に配慮するよう必要に応じて周知・指導を行う。	引き続き、局内で作成する広報資料の作成にあたり、男女平等推進の視点に立った表現に配慮し、必要に応じて周知・指導を行う。	2	建設緑政局
		局内に表現の手引きの周知を行い、広報資料の作成に役立てる	局内に表現の手引きの周知を行い、広報資料の作成に役立てる	2	港湾局
		手引きに沿って資料作成を行い、男女平等の視点に配慮していく。	「会計事務ニュースレター」を6月、9月、12月及び3月の年4回の発行を予定。会計事務についての広報であり、男女平等の視点に配慮する内容ではないが、掲載するイラストについて手引きに沿うよう配慮する。	2	会計室
		広報資料の作成にあたり、手引きを活用し、男女平等の視点に配慮します。	引き続き、市政だよりや各種広報資料の作成にあたっては、手引きを活用し、男女平等の視点に配慮します。	2	川崎区役所

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
11	<p>・広報資料の作成にあたっては、手引き(※)を活用し、男女平等推進の視点に配慮します。  ※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。</p>	<p>さいわい広報特別号(年2回)を発行し、区民に区の情報を知ってもらう。</p>	<p>今後も、広報資料の作成にあたっては、男女平等推進の視点に配慮していく。</p>	2	幸区役所
			<p>局内事業において、手引きを周知し、男女平等推進の視点に配慮していく。</p>	2	中原区役所
		<p>手引きに沿った刊行物の作成を行い、差別的表現等がないよう、各課に周知を行っていく。</p>	<p>局内事業に男女平等の視点が考慮されているか確認し、不適切な項目があれば見直しを要請していきたい。</p>	2	高津区役所
		<p>機会を捉え、所管課へ手引きの周知を行い、男女平等の視点に配慮していく。</p>	<p>引き続き所管課へ手引きの周知を行い、男女平等の視点に配慮していく。</p>	2	宮前区役所
		<p>各種広報資料作成時に、男女平等推進の視点に配慮するよう、手引き活用の周知を行う。</p>	<p>各所属へ周知を行い、ガイドラインの順守を促す。</p>	2	多摩区役所
		<p>刊行物作成にあたり、ガイドラインに沿って差別的表現がないようにします。</p>	<p>各課に対し手引きを配布するとともに、実際の刊行物作成にあたり手引きの趣旨を遵守するよう周知する。</p>	2	麻生区役所
		<p>広報・広聴の一環として、事業の現況やイベント情報などを市民の皆様に広くお知らせするため、年4回、川崎市内において新聞折り込み等により配布している。</p>	<p>各種広報資料の作成にあたっては、手引きを活用し、男女平等の視点に配慮しています。</p>	2	上下水道局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
11	<p>・広報資料の作成にあたっては、手引き(※)を活用し、男女平等推進の視点に配慮します。  ※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。</p>	手引きの内容を関係課に周知し、その内容に配慮した広報資料を作成するよう呼びかけるとともに、男女平等推進の視点に立って、資料の内容を適宜点検する。	昨年度に引き続き、手引きの内容及び男女平等推進の視点に配慮した資料作成を周知したうえで、広報資料の点検を行う。	2	交通局
		病院等で作成する、来院者向けの広報資料等については、「表現の手引」を活用し、男女平等の視点に配慮しながら資料作成にあたる。	手引きの内容を関係各課へ周知するとともに、病院等で作成する来院者向けの広報資料等について、手引きを活用し、男女平等の視点に配慮しながら資料作成にあたる。また、市政だよりをはじめとした広報資料の取りまとめにあたっては、手引きを活用し男女平等の視点に配慮しながら内容を審査する。	2	病院局
		消防局広報広聴責任者に広報資料の点検を促すとともに、消防局で製作する広報資料については、広報広聴主管課による点検を実施する。	昭和44年に日本で初めて女性消防士を採用した消防局として、常に男女平等の観点から差別的表現の点検を実施しているところであり、引き続きガイドラインの遵守徹底を図る。	2	消防局
		広報物の作成にあたり、手引きを活用し、男女平等推進の視点に配慮する。	男女平等推進の視点に立った広報を実施する。	2	市民オンブズマン事務局
		各種事業広報ポスター等の刊行物作成にあたり、ガイドラインに沿って差別的表現がないように配慮を行う。	男女平等の視点を考慮し、差別的表現の見直しを徹底させ、ガイドラインの周知を図る。	2	教育委員会
		刊行物の作成にあたっては、手引きを活用し、男女平等推進の視点を配慮する。	今後も、刊行物の作成にあたっては、手引きを活用し、男女平等推進の視点に配慮していく。	2	人事委員会

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
11	・広報資料の作成にあたっては、手引き(※)を活用し、男女平等推進の視点に配慮します。 ※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。	市議会広報紙「議会かわさき」の作成にあたっては、担当職員及び作成委託業者が「男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引」の内容を十分に理解し、偏りや固定的なイメージにとらわれず文章表現、写真、挿絵等に格差や差別的な表現がないようジェンダーフリーの視点で配慮するとともに、「男女平等推進」への理解と意識の浸透を図り、年齢・性別にかかわらず幅広い情報が行きわたるよう広報活動に努める。	今年度も市議会広報紙「議会かわさき」の作成にあたっては、偏りや固定的なイメージにとらわれず文章表現、写真、挿絵等に格差や差別的な表現がないようジェンダーフリーの視点で配慮するとともに、「男女平等推進」への理解と意識の浸透を図る。	2	議会局
12	・広報資料に関する、男女平等推進の視点に立った市民からの意見聴取を行います。	市民の意見又は要望を聴取し、本市の広報事業に資する。	広報モニター委員に男女平等関連のパンフレットを配布し、引き続き市の広報について男女平等推進の視点を踏まえた意見を聴取する。	2	市民・こども局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
<b>2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援</b>					
<b>①ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進</b>					
13	・DV被害者支援基本計画を推進し、配偶者等からの暴力による被害者の救済支援を実施します。	DV被害者支援基本計画の改定を行う。また、DV被害者支援対策推進会議等関係会議を通じて、計画の推進と進捗管理を行う。	「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づく取組を関係局(区)と協力して推進する。また、こども本部等と連携し、平成27(2015)年3月までに計画の改定を行う。	2	市民・こども局
		①女性相談員を9管区の保健福祉センター及び地区健康福祉ステーションに配置し、要保護女性の相談・保護等を行い、女性の人権擁護と自立支援を図る。 ②女性への人権侵害を救済する施設を確保するため、人権侵害を受けた女性をサポートする民間団体が支援する民間シェルターへの支援を行う。 ③女性への人権侵害を救済する施設を確保するため、人権侵害を受けた女性をサポートする民間団体が支援する緊急一時保護施設への支援を行う。 ④「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づき施策を推進する。	「川崎市DV被害者支援基本計画」については平成27(2015)年に改定が行われる予定であり、人権・男女共同参画室の改定作業に協力して取り組む必要がある。	2	こども本部
14	・ドメスティック・バイオレンスをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。	女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンを用いた啓発品やデートDV予防啓発パンフレットの作成・配布などを通じて、DV防止の啓発を行う。	イベント開催等に合わせ、パープルリボンを用いた啓発品等を配布するなど、引き続き啓発活動を行い、DV予防につながる情報提供に取り組む。	2	市民・こども局
15	・ドメスティック・バイオレンスに関する講座や研修を実施します。	DV防止に向けた講座や庁内外に向けた研修等をこども福祉課と連携し必要に応じて実施する。	神奈川県と連携した講座の開催や、要望に応じてこども本部と連携した研修を実施する。	2	市民・こども局
		①庁内を中心とする幅広い関係機関を対象に被害者支援、加害者対応等についての研修を実施する。 ②各区、支所の女性相談員等を対象に、より専門性の高い研修を実施する。	①「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づきDV対策庁内部会を開催し、庁内各部署に対しDV被害者支援の理解を深めてもらうよう働きかける。 ②女性相談員等についても、引き続き研修等を実施し、相談支援の専門性を高める取り組みを行う。	2	こども本部
<b>②セクシュアル・ハラスメントなどの防止と被害者支援の推進</b>					
16	・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。	市職員向けの啓発パンフレット「セクハラ・パワハラのない職場を目指して」を作成し、配布・周知を行っている。	引き続き市職員向けの啓発パンフレット「セクハラ・パワハラのない職場を目指して」の配布・周知を行う。	2	総務局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
16	・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた情報提供を実施する。	男女共同参画センターのホームページ上にセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止に関するWebサイトのリンクを貼ることで、情報発信を行う。	2	市民・子ども局
		「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間に、企業のセクハラ・パワハラ防止義務についてや「女性のための総合相談窓口」の案内記事を掲載。「働くためのガイドブック」において男女雇用機会均等法やセクハラについての掲載。	「働くためのガイドブック」の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、より効果的な広報の展開について検討する。	2	経済労働局
17	・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関する講座や研修を実施します。	市民・子ども局人権・男女共同参画室の協力のもと、階層別研修において市職員として求められる人権に関する意識啓発の科目を実施する。	階層別研修でセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等意識啓発に関する研修を行う。	2	総務局
		セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に関する研修を実施する。	男女共同参画センターが事業者向けに出前講座として、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に関する研修を実施する。	2	市民・子ども局
18	・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントへの対応マニュアルを整備し、周知します。	川崎市職員のセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する要綱を制定し周知を行っている。	引き続き川崎市職員のセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する要綱の周知を行う。	2	総務局
		セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた専門的な情報提供を行う。	男女共同参画センターのホームページ上にセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントへの対応に関する専門的なWebサイトのリンクを貼ることで、情報発信を行う。	2	市民・子ども局
<b>③女性に対する性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進</b>					
19	・人身取引(トラフィッキング)及び性犯罪等の防止に関する啓発及び被害者への支援を行います。	男女共同参画センターや区役所等でのポスター掲示やチラシの配架により、人身売買防止に関する啓発を実施する。	ポスター、チラシ等を活用した啓発活動に努める。また、当該情報を必要とする人々へ届けるとともに、来館者への啓発を含めた対応を行う。	2	市民・子ども局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
<b>④子どもに対する性暴力の根絶に向けた施策の推進</b>					
20	・子どもに対する性暴力・性犯罪の防止に努めます。	児童虐待の防止、早期発見に資するよう、普及啓発活動を実施するとともに、各区役所で開催する要保護児童対策協議会実務者会議等を通じて対象ケースの把握に努める。 各児童相談所において、虐待への相談・通告に対し、迅速な対応を図るとともに調査及び適切なケースワークを実施する。	11月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待の防止、早期発見に資するよう民生委員児童委員等関係団体と連携し市内主要駅にて啓発活動を実施する。また、一般財団法人チャイルドワンと連携し中学3年生を対象とした標語募集やフォーラムを開催する。 啓発活動がより効果的なものになるよう啓発物品の選定や、より多くの市民が参加できるフォーラムとなるよう、その内容も含めた検討を行う。	1	こども本部
		小学生を対象に、いじめ、暴力、性暴力などの権利侵害から自分を守る方法を生につける参加型学習(CAP子どもワークショップ)を実施し権利の大切さを教え、安全・安心について理解を深める。	子どもの権利学習派遣事業(CAP子どもワークショップ)を実施する。(H26. 6月～H27. 3月)	2	教育委員会
21	・子どもに対する性暴力・性犯罪の早期発見・早期対応に努めます。	児童虐待の防止、早期発見に資するよう、普及啓発活動を実施するとともに、各区役所で開催する要保護児童対策協議会実務者会議等を通じて対象ケースの把握に努める。 各児童相談所において、虐待への相談・通告に対し、迅速な対応を図るとともに調査及び適切なケースワークを実施する。	児童相談所と区役所保健福祉センター児童家庭課が役割に応じたそれぞれの相談・支援を行う。要保護児童対策地域協議会を活用し担当するケースの情報交換、現状確認、支援方針について協議・調整を行い連携を密にし適切な対応を行う。 虐待の相談・通告に対し、迅速に対応するために専門性を向上させるための研修の充実や児相・区役所の役割分担に基づく相談・支援の充実が必要	1	こども本部
		子どもに対する性暴力	子どもからの相談に対し、迅速・適切な対応に努める。	2	市民オンブズマン事務局
		各区に配置した区・教育担当を中心に、必要に応じて関係機関と連携しながら、性暴力被害を含めた様々な問題に対して、適切な支援を行う。	各区に配置した区・教育担当を中心に、関係機関と連携しながら、性暴力被害を含めた様々な問題に対して、速やかな情報共有に努め、必要に応じて適切な支援を行う。	2	教育委員会



事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
23	・仕事と暮らしの両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を行います。	男女があらゆる場において個人として自立し、協力し、責任を分かち合えるよう、教育文化会館、各市民館において、性による差別や人権に関する課題を学ぶ全5回～10回の講座を開催する。	男女があらゆる場において個人として自立し、協力し、責任を分かち合えるよう、教育文化会館、各市民館において、性による差別や人権に関する課題を学ぶ全5回～10回の講座を開催する。	2	教育委員会
24	・市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所等における長時間労働抑制への周知・啓発を実施します。	ネットワーク参加団体を通じて広報資料の配布等を行うことにより、市民や事業所に長時間労働抑制やワーク・ライフ・バランスの意義を周知する。	全体会議を年1回、運営会議を年2回開催し、情報提供を行うとともに、「男女平等かわさきフォーラム」を共同開催し、周知・啓発を図る。	2	市民・子ども局
		「かわさき労働情報」において、ゆとり創造月間、男女雇用会均等月間に、ワーク・ライフ・バランス推進に関する記事を掲載。「働くためのガイドブック」において労働時間に関する記事を掲載。	「かわさき労働情報」において、男女雇用会均等月間に、ワーク・ライフ・バランス推進に関する記事を掲載。「働くためのガイドブック」において労働時間に関する記事を掲載する。	2	経済労働局
25	・市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	ワーク・ライフ・バランスデーを実施し、定時退庁を促進する。	引き続きワーク・ライフ・バランスデーを実施し、定時退庁を促進していく。	2	総務局
		ノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを設定し、職員の意識付けを図る。また、管理職会議等で取り上げることにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進を図る。	ノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーの周知と推進（職員ごとに公私を問わず様々な事情があり、ノー残業デーを一律の曜日に設定することには無理が生じてきているのかもしれない。）	2	上下水道局
		通知や職員向け広報誌等により、市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーの取組を周知し、時間外勤務の削減を推進する。	交通局独自のノー残業デー及びワーク・ライフ・バランスデーを導入し、さらなる時間外勤務の削減を図る。	1	交通局
		ワーク・ライフ・バランスの取組みを周知し、定時退庁を呼びかける。	局内各課へ「ノー残業デー」、「ワーク・ライフ・バランスデー」の取組みを周知し、定時退庁を呼びかける。	2	病院局
		ノー残業デーの推進やワークライフバランスデーの取組みを各所属に周知し、毎日勤務者を対象に実施する。	ノー残業デー及びライフバランスデーに庁舎内放送を活用して周知していきます。	2	消防局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
25	・市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	管理職会議等の機会を活用し、「ワーク・ライフ・バランスデー」について周知し、定時退庁の徹底を促す。	管理職会議等を有効に活用し、「ワーク・ライフ・バランスデー」について周知し、定時退庁の徹底を促していく。	2	教育委員会
<b>③男性が地域活動に参画できる環境づくり</b>					
26	・男性の地域活動への参画を促進するための講座を実施します。	男女共同参画センターにおいて、男性向けに地域活動に関する講座やセミナー等を実施する。	地域の男性が主体となって企画運営する講座やイベント等を開催する。	2	市民・こども局
		主に50歳以上のシニア世代を対象に、地域デビューに向けた仲間づくりや学びを支援するため、講座等を開催する。(女性も参加可能)	主に50歳以上のシニア世代を対象に、地域デビューに向けた仲間づくりや学びを支援するため、講座等を開催する。(女性も参加可能)	2	教育委員会
<b>④就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進</b>					
27	・小・中・高の児童生徒及び保護者向け教材・カリキュラムを活用した学習を実施し、男女平等に対する意識を高めます。	市内の小学校等を対象に男女平等教育参考資料を作成・配布する。	市内小学生を対象とした男女平等教育参考資料を作成・発行し配布する。 また、市内高等学校向けに出前講座を実施し、男女平等についての理解促進を図る。	2	市民・こども局
		児童生徒の人権感覚の育成のため、資料の配付、研修や研究の機会を通じ啓発に努める。	啓発資料(市民・こども局作成)・人権学習ワークシート集(県教育委員会作成)を市立学校へ配付し、教職員研修や校内研究支援の機会を通してその活用と啓発を行う。	2	教育委員会
28	・男女共同参画社会形成の視点から、保育所、幼稚園、学校の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	保育課や各地区毎の園長会議にて、子どもの権利や人権の研修を開催し、子ども一人一人の人格を尊重し、保育する環境やありのままの姿を表現し受容する事の大切さ等について学び、保護者や地域等にも合わせて啓発に努める。	各地区や全市的に実施する園長会議にて、子どもの権利及び人権等に関する研修の開催を予定している。	2	こども本部
		児童生徒の人権感覚の育成のため、男女を問わず一人一人の個性や能力を發揮できる学校環境・学習環境の在り方の重要性を、研修や研究の機会を通じ啓発に努める。	管理職研修、各種経験者別教職員研修や校内研究の支援の機会を通して啓発を行う。	2	教育委員会

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
<b>⑤若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進</b>					
29	・男女共同参画の視点から子育てにかかわることができるよう、育児体験講座等の実施を通じて、次世代を担う者たちを支援します。		公立保育所において、地域の子ども・子育て支援に関する各種事業・講座等を実施している。その中で、プレパパ・プレママ講座を実施しており、男女共同参画の視点から、また子育てに不安がある保護者にとっては喜びが持てる子育てができるよう支援している。	2	こども本部
30	・男女平等の視点からインターンシップ(就業体験)や体験学習などを通じたキャリア形成を支援します。	インターンシップ受入れ希望のあった教育機関等から、実習生を受入れている。	受入れ職場において、特段の理由がない場合を除き、男女問わず、実習受入れを行う。	2	総務局
		男女共同参画センターにおいて、学生向けインターンシップや職場体験の受入等を実施する。	短期・長期インターンシップを男女共同参画センターにて実施し、男女共同参画に関する理解の促進とキャリア形成に関する学習機会をつくる。	2	市民・こども局
		・指定管理業務の中で、指定管理者に対し子どもが参加できる音楽イベントを実施するよう指導する。 ・市が主催・支援する音楽イベントについて、子どもが参加できるものを実施するよう検討する。	・ミュージア川崎シンフォニーホールにて、7月19日から23日の間「こどもフェスタ」を開催する。「楽器体験コーナー」や「0歳からのミニコンサート」など親子で参加できるイベントを開催する。 ・フランチイズオーケストラとともに開催する「市内巡回公演」において、12月17日、宮前市民館大会議室にて「マタニティ&おやこコンサート」を開催する。	2	市民・こども局
		・2年間の研究推進校の取組の支援 ・年2回の研修会の実施	・川崎市キャリア教育・進路指導研修会の事業を展開する。 ・研修内容の学校全体への周知が十分でなく、キャリア教育の理解度が低い。	2	教育委員会
<b>⑥児童生徒に対する情報教育の推進</b>					
31	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力を育成するため、学校における情報教育を行います。	児童生徒が主体的に情報収集、処理、表現等を行い情報活用能力を高めるといった情報社会に対応する能力を育成するための研究を実施する。	平成26(2014)年度より3年間、川崎高等学校附属中学校と次世代型ICT環境(タブレットPC、無線LAN)のもと共同研究を行う。開校間もない同校では、すべての事業が新規となるため、生徒の実態を把握とめざすべき方向性の検討が必要である。	2	教育委員会

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
	<b>⑦男女共同参画の視点に立った家庭教育の支援</b>				
32	<p>・両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。また、学校行事等への男性の子育て参加を促進します。</p>	<p>男女共同参画センターにおいて男性の育児参加支援や父親のネットワークづくりを支援するための講座等を行う。</p>	<p>父親が主体になれる父親向けの講座を市民団体等と連携し企画・実施する。</p>	2	市民・こども局
		<p>・初めての出産を迎える両親を対象に両親学級を各区において実施 ・川崎市看護協会委託による「プレパパ・プレママ教室」を土曜日に開催</p>	<p>・初めての出産を迎える両親を対象に両親学級を各区において実施 ・川崎市看護協会委託による「プレパパ・プレママ教室」を土曜日に開催</p>	2	こども本部
		<p>教育文化会館、市民館、分館における「家庭・地域教育学級」や「男女平等推進学習」において育児や家庭教育における男女平等を学習テーマとする際に、男性が参加しやすい講座時間や内容に配慮する。</p>	<p>教育文化会館、市民館、分館における「家庭・地域教育学級」や「男女平等推進学習」において育児や家庭教育における男女平等を学習テーマとする際に、男性が参加しやすい講座時間や内容に配慮する。</p>	2	教育委員会

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
<b>II 働く場における男女共同参画の推進</b>					
<b>1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進</b>					
<b>① 審議会を含む市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進</b>					
33	・男女共同参画の視点に配慮し、審議会等への女性委員の参加比率向上のための取組を推進します。		引き続き局内所管の審議会等委員の女性比率の向上を目指すよう要請していきたい。	2	総務局
		自治推進委員会の設置・運営及び条例の周知など、自治基本条例の理念を深めるための取組の推進 2年ごとの改選の際に男女共同参画の理念に配慮する。	委員を選任する際には、引き続き、男女比に配慮するよう努める。	2	総合企画局
		局内各課が所管する審議会等において、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を促す	各課所管の審議会・検討委員会等において女性委員の比率の向上について周知を図っていく。	2	財政局
		事前協議や庁内会議の場、イントラ等を通じて、女性の参加促進にむけた趣旨を説明する。	引き続き事前協議や庁内会議の場において、委員選任における女性の参加促進への理解を庁内で共有していく。	2	市民・こども局
		委員選任の際に男女の比に配慮するよう努め、情報提供や啓発による働きかけを行っていく。	委員選任の際には事前協議の実施を徹底させ、また、男女共同に関する情報提供や啓発を行うなど、今後も引き続き男女平等の視点の共有化を図る。	2	こども本部
		委員再選の審議会等において男女の比に配慮するよう努め、委員選任時に情報提供や啓発による働きかけを行っていく。	引き続き、委員再選の審議会等において男女の比に配慮するよう努め、委員選任時に情報提供や啓発による働きかけを行っていく。	2	経済労働局
		情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を促していきます。	任期が2年であり、今年度改選の予定なし。委員の専門分野の考慮等により、困難な面があるが、次期改選に向けて情報提供等を行っていく。	2	環境局
		局内広報連絡会を通じ、ガイドラインの周知及び活用について図るよう働きかけ、男女平等施策に関して情報共有を図る。	引き続き、局内広報連絡会を通じて、男女平等施策に関する情報を共有しながら、意識啓発を行っていく。	2	健康福祉局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
33	・男女共同参画の視点に配慮し、審議会等への女性委員の参加比率向上のための取組を推進します。	女性比率が向上するよう選出の際は所管課に働きかけ、女性委員の参加向上に努める。	職に対する委員選任もあり難しいが、今後とも女性委員の参加向上に努めていく。	2	まちづくり局
			各委員会等の委員を選任する際は、男女共同参画の視点に配慮し、女性比率向上に努める。	2	建設緑政局
		港湾法及び港湾審議会条例に基づき実施する審議会。	団体等の役職に対して委嘱している委員が多いが（充て職）、役職に就いている女性が少ない。	2	港湾局
		情報提供等を通じ、女性委員の比率向上を促していきます。	直接的な事業は行っていないため、事業を行う体制について、男女平等推進の視点から今後も検討していく必要がある。	2	川崎区役所
			審議会等において、委員に対する男女平等の視点を共有するよう促していく。	2	幸区役所
			審議会等において、男女平等の視点で取り組む。	2	中原区役所
		審議会等の委員再選時に、女性比率の向上に向けた働きかけに努める。	審議会開催の際、男女平等に関する情報提供を行い、視点・意識の共有を図る。	2	高津区役所
		各種事業の推進において男女共同参画の視点を持って取り組む。	引き続き、各種事業の推進において、男女共同参画の視点を持って取り組む。	2	宮前区役所
		審議会等の女性比率向上のため、選任時に配慮するよう各所管課に周知を行う。	各会議開催の際、各担当者・参加者に対し男女平等推進等施策に関する情報提供を行い、理解を求めていく。	1	多摩区役所
各種事業の推進において男女共同参画の視点を持って取り組む。	計画通り審議会の開催を進める。女性の参加比率はまだまだ高いとはいえないので、委員の改選の際に、推薦団体に対して女性委員の推薦について働きかけていく。	1	多摩区役所		

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
33	・男女共同参画の視点に配慮し、審議会等への女性委員の参加比率向上のための取組を推進します。	審議会等の委員に、男女平等政策に関する情報提供を行います。	委員に対し男女共同参画の意識・視点を共有していただくべく、関連政策等の情報提供を行う。	2	麻生区役所
		本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の円滑かつ適正な推進に寄与することを目的とし、事業の在り方並びにこれらに係る諸問題について協議する。	女性委員の参加比率を引き続き35パーセント以上維持するよう努める。	2	上下水道局
		審議会等委員に対し、情報提供等することにより、男女平等の視点の共有し、取組への理解を得る。	引き続き、男女平等への取り組みを情報提供し、取り組みへの理解を図る。	2	交通局
		審議会等の委員選任の際には、男女比に配慮する。	引き続き、審議会等の委員選任の際には、男女比に配慮する。	2	病院局
		委員就任時に推薦団体に対して女性の参加が得られるよう働きかけていく。	引き続き、男女共同参画推進委員を中心に、男女平等推進の視点に配慮した各種事務事業の点検を継続的に実施していく。	2	消防局
		男女共同参画の視点に配慮し、委員選任時に女性の参加促進に向けた取組を推進します。	女性委員参加比率は平均して75%のため、今後も参加比率維持に努める。	2	市民オンブズマン事務局
		各所管課へ、男女平等に関する資料提供を行い、委員の選任等にあたり、男女平等への配慮を求めた。	局内所管の審議会において、委員に対して男女平等の視点を共有するよう要請していく。	2	教育委員会
		学識経験者については推薦団体の任意による選出であり、女性比率の向上の取り組みが困難であるが、改選の機会等において女性比率の向上について周知徹底を図る。	明るい選挙推進協議会の推薦団体に偏りがないよう団体構成しながら、その団体からの委員選出において、いかにして女性比率の向上を図るかが課題である。	2	選挙管理委員会事務局
34	・審議会等委員の女性比率が平成30(2018)年度までに、40%となるようめざします。	事前協議を実施する中で、女性委員の選任への理解、比率向上を目指す。	第3期川崎市男女平等推進行動計画の目標である審議会等委員女性比率40%達成に向け、事前協議を通して審議会等所管課へ女性委員の選任への理解の促進を図る。	1	市民・子ども局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
35	・女性委員ゼロの審議会等をなくします。	事前協議を実施する中で、女性委員の選任への理解を進める。	事前協議によって、審議会等委員確定前に女性委員の選任への働きかけを行う。	2	市民・こども局
36	・委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会を全体の30%とします。	審議会等委員への女性の参加状況調査によって、委員の状況を把握し、女性委員比率向上を図る。	参加状況調査を実施し、審議会等委員の女性比率を把握し、委員改選次期に合わせた女性委員比率向上への働きかけを行う。	2	市民・こども局
37	・審議会等委員の女性比率向上に向けて、事前協議制の効果的な推進を行います。	庁内会議の場やイントラ等を通じて、女性の参加促進にむけた事前協議を推進します。	審議会等委員の女性比率向上に向け、川崎市男女共同参画推進員に対して事前協議についての周知を徹底し、庁内各課における事前協議の効果的な推進を行う。	2	市民・こども局
<b>②女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進</b>					
38	・管理職(課長級)職員に占める女性比率が平成30(2018)年度までに、25%となるようめざします。		今後とも取組を実施していく。	2	総務局
39	・校長、教頭に占める女性比率が平成30(2018)年度までに、小学校35%、中学校18%となるようめざします。高等学校及び特別支援学校の校長、教頭については引き続き女性の登用に努めます。	・校長、教頭に占める女性比率が平成30(2018)年度までに、小学校35%、中学校18%となるようめざします。高等学校及び特別支援学校の校長、教頭については引き続き女性の登用に努めます。	引き続き、全校種における校長・教頭の女性登用に努めます。	1	教育委員会
40	・男女それぞれの職員に占める管理職比率の格差を縮めます。		今後とも取組を実施していく。	2	総務局
			男女の別を問わず、相応しい人物を適正に登用していくことが重要である。	2	上下水道局
		業務内容上、女性管理職の登用が難しい場合もあるが、十分に検討を行った上で職員を配置する。	交通局の業務内容上難しい面はあるが、引き続き検討を行っていく。	2	交通局
		人事異動計画の際に男女比に配慮する。	人事異動計画の際に男女比に配慮する。	2	病院局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
40	・男女それぞれの職員に占める管理職比率の格差をなくします。	消防司令の総数193名に対し女性職員数は3名※となっており、管理職の比率格差を緩和するためには、女性職員に対する昇任試験の受験促進が必要であるため、当面は昇任試験の受験率の向上及び育児休暇等の職場環境の整備を促進する。 ※数値は平成25(2013)年4月1日現在のもの	管理職の比率格差を緩和するためには、女性職員に対する昇任試験の受験促進が必要であるため、当面は昇任試験の受験率の向上及び育児休暇等の職場環境の整備を継続していきます。	2	消防局
41	・育児休業中の職員のキャリアサポートを目的に、仕事と子育ての両立のための相談体制等の整備を推進します。	育児休業者職場復帰支援プログラムのサービス内容等について周知を行い、同プログラムの利用促進を図る。	引き続き育児休業者職場復帰支援プログラムのサービス内容等について周知を行い利用促進を図っていく。	2	総務局
		育児休業者職場復帰支援プログラム「wiwiw (ウィウィ)」やMy ベイビーくらぶについて手引に掲載するなどして、周知する。	育児休業者職場復帰支援プログラム「wiwiw (ウィウィ)」やMy ベイビーくらぶの周知を実施する。	2	上下水道局
		育児休業中の職員に対し、育児休業プログラムを周知するとともに、連絡を密にする等復帰後に向けての相談体制を整備する。	引き続き、制度の周知を行っていくとともに、各所属における復帰に向けての相談体制を整備していく。	2	交通局
		仕事と子育て両立のために、所属長や担当職員による、各種制度利用のためのアドバイスや、子育て中、子育て後の働き方について相談を行う。	機会をとらえ、ガイドブックの配布をするなど制度の周知を図るとともに、育児休業者職場復帰支援プログラムのサービス内容等について情報提供を行う。	2	病院局
		ガイドブックを配布するなど制度の周知を図る	育児休暇復帰後に早急に面談を実施し、本人の意向を確認し、仕事と子育ての両立に向けて取組んでいきます。	2	消防局
		所属長や担当職員による、各種制度利用のためのアドバイスや、子育て中、子育て後の働き方について相談等を行う。	各種制度利用のためのアドバイスや、子育て中、子育て後の働き方についての相談体制を維持する。	2	教育委員会
42	・管理職になるための前段階として、学習機会の提供や研修を実施します。	階層別研修等を、男女分けだてなく対象とし実施している。	自治大学校や市町村職員中央研修所が開催する研修に係長級女性職員を派遣する。	2	総務局
			人材育成センター開催の研修に参加させる等、管理職になるために必要な知識等の習得を行う。	2	上下水道局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
42	・管理職になるための前段階として、学習機会の提供や研修を実施します。	業務内容上、女性管理職の登用が難しい場合もあるが、必要に応じて学習の機会を提供する。	交通局の業務内容上難しい面はあるが、引き続き検討を行っていく。	2	交通局
		看護職員を中心に局主催の勉強会を実施し、職員の参加を促す。	各病院において看護職員を中心とした勉強会を実施し、職員の参加を促す。	2	病院局
		自治大学校特別課程への派遣及び他局等で実施している研修等の周知を行い研修の参加を促す。	受験希望者に対し局内選考の上派遣をします。	2	消防局
		派遣研修等の周知を行い、研修の受講を促した。また、局内研修において階層別研修等を実施し、職員への学習機会の提供を図る。	内容等を精査しながら階層別研修等を実施し、職員への学習機会の提供を図る。	2	教育委員会
<b>③市の関係団体における女性職員の登用などの取組の促進</b>					
43	・市民・市民活動団体等及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動を推進します。	市内商業団体、教育団体、医療関係団体など、市内の団体で構成する「かわさき男女共同参画ネットワーク」の活動を推進する。	全体会議、運営会議を開催し、ネットワーク加盟団体と連携を強めながら、ネットワークの活動を推進する。	1	市民・こども局
<b>④企業などの方針決定過程への男女共同参画の促進</b>					
44	・「かわさき労働情報」等において、女性管理職比率の向上に向けた取組について情報提供を行います。		関係各課からの情報提供にもとづき、男女雇用機会均等月間の記事掲載時などに、必要に応じて掲載する。	2	経済労働局
<b>⑤地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進</b>					
45	・地域の会議や研修会等において、中心的な役割を担う女性の参画促進に向けた支援を行います。	男女共同参画センターにおいて、市内団体や事業者への講師派遣や出前講座・研修等を実施する。	男女共同参画施策等の動向、市内団体や事業者の希望・提案に応じて、男女共同参画センターを通じた専門家の派遣、紹介、男女共同参画センター職員の派遣を行う。	2	市民・こども局
		地域における男女平等や環境問題、子育て支援などに取り組む川崎市地域女性連絡協議会の活動を支援する。	地域における男女平等や環境問題、子育て支援などに取り組む川崎市地域女性連絡協議会の活動を支援する。	2	教育委員会
46	・中心的な役割を担う女性の人材育成に向け、生涯学習等における男女平等推進学習の機会を積極的に提供します。	女性の人材育成を目的としたすくらむ塾や調査・研究プロジェクト等を実施する。	男女共同参画センターにおいて、地域の男女共同参画を推進する担い手として、地域や職場等で男女共同参画推進ファシリテーターとして活躍できる人材を養成する研修会を企画実施する。	2	市民・こども局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
46	・中心的な役割を担う女性の人材育成に向け、生涯学習等における男女平等推進学習の機会を積極的に提供します。	教育文化会館、各市民館において、性による差別や人権に関する課題を学ぶ全5回～10回の講座（男女平等推進学習）を開催するにあたり、学習の企画運営への市民参画を促進する。	教育文化会館、各市民館において、性による差別や人権に関する課題を学ぶ全5回～10回の講座（男女平等推進学習）を開催するにあたり、学習の企画運営への市民参画を促進する。	2	教育委員会
<b>2 働く場における男女共同参画の推進</b>					
<b>①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保</b>					
47	・「労働状況実態調査」を通じて、女性の就業状況に関する調査を実施します。	「川崎市労働状況実態調査」において、育児・介護休業制度や子の看護休暇の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取組み状況について調査した。	「労働状況実態調査」を通じて、女性の就業状況に関する調査を実施。	2	経済労働局
48	・雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた周知啓発を行います。	「かわさき労働情報」において、男女雇用会均等月間に、男女の均等な機会と待遇の確保に関する記事を掲載。「働くためのガイドブック」において男女雇用機会均等に関する記事を掲載。	引き続き、「かわさき労働情報」において、男女雇用会均等月間に、男女の均等な機会と待遇の確保に関する記事を掲載する。「働くためのガイドブック」において男女雇用機会均等に関する記事を掲載する。	2	経済労働局
<b>②職場における男女共同参画に関する教育の促進</b>					
49	・「かわさき労働情報」等において多様な働き方に関する情報提供や講座の広報を行います。	広報紙、ホームページ等の広報媒体を通して、事業者に対して女性の多様な生き方に関する参考となるように情報提供する。	男女共同参画センターのホームページ、情報誌「すくらむ21通信」、キャリア支援冊子を通じて、職場における男女の多様な生き方の情報を提供していく。	2	市民・こども局
			引き続き、情報提供掲載の依頼に応じ、多様な働き方についての関連記事を掲載する。	2	経済労働局
50	・男女平等推進及び施策への理解を深めるための職員研修を実施します。	市民・こども局人権・男女共同参画室の協力のもと、階層別研修において市職員として求められる人権に関する意識啓発の科目を実施する。	階層別研修で男女平等推進等に関する研修を行う。	2	総務局
		庁内外の研修等への講師派遣等を実施する。	継続して職員を対象とする研修等を実施していく。	2	市民・こども局
		社会教育施設の職員に対し、人権に関する知識や感性を獲得するための研修を実施する。	社会教育施設の職員に対し、人権に関する知識や感性を獲得するための研修を実施する。	2	教育委員会

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
<b>③企業などの方針決定過程への男女共同参画の促進(再掲)</b>					
<b>④多様な就業ニーズに対応した就業支援</b>					
51	・短時間勤務や在宅勤務等の多様な働き方を推進するために、「かわさき労働情報」等により事業者に対する情報提供等を実行します。	男女共同参画センターが作成している情報誌「すくらむ通信」を通じて、多様な働き方の情報提供を実施する。	経済労働局と連携し、「かわさき労働情報」に記事を掲載するほか、男女共同参画センター作成の「すくらむ通信」やホームページを活用した情報提供をしていく。	2	市民・こども局
			引き続き、情報提供掲載の依頼に応じ、多様な働き方についての関連記事を掲載する。	2	経済労働局
52	・女性の就業、就業継続及び再就職に向けて支援講座を実施します。	就労継続支援セミナーやキャリアカフェ等を実施し、再就職・就労継続を希望する女性を支援する。	女性が経済的に自立することを目指し、男女共同参画センターにおいて再就職・就労継続につながるサロンや講座を実施する。	2	市民・こども局
		キャリアサポートかわさき就職準備セミナーにおいて、女性向けセミナーを開催	キャリアサポートかわさきにおいて、保育付きサービス・すくらむ21への出張相談を開始。事業の円滑な運営、周知などについて検討する。	1	経済労働局
53	・市役所における多様な働き方を視野に入れ、より良い雇用環境づくりを推進します。	非常勤嘱託員、臨時的任用職員について、各種法令の動向を注視しながら制度改正を行う。	引き続きよりよい雇用環境づくりに努めていく。	2	総務局
<b>⑤経営の主体となる女性の育成・支援</b>					
54	・起業セミナー等の開催や情報提供を通じ、起業を望む女性及び起業した女性を支援します。	男女共同参画センターにおいて、起業を希望する女性や女性起業家向けのセミナー、相談会及びネットワークづくりのためのサロンを実施する。	起業を希望する女性を対象に創業時支援、継続した事業経営支援を関係機関と連携しながら、ニーズに合う支援を実施していく。	2	市民・こども局
		市内の商店街での創業予定者を対象に、創業実践準備講座「商人デビュー塾」を、川崎市男女共同参画センターと共催で実施。	商人デビュー塾（全13回開催）市内の商店街での創業予定者を対象に、創業実践準備講座を行う。引き続き、男女共同参画センター等、関係機関と協力して、より効果的な講座を実施する。	2	経済労働局
		創業支援資金のうち代表者が女性の場合は「女性・若者・シニア起業家支援資金」により女性の起業を支援する。	今後も当該融資制度の周知を図り、利用されるように努めていく。	2	経済労働局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
<b>⑥科学技術・学術分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大</b>					
55	・科学技術分野への男女共同参画を推進するために、教育機関等で理工系への理解を深める取組を推進します。	男女共同参画センターにおいて、理工系の進路選択を希望する学生に対し、ロールモデルの紹介などの情報提供や講座を実施する。	市内の学校と連携しながら、理工系職域への女子生徒の進路支援や教員や保護者への情報提供をキャリア支援冊子等を通じて行う。	2	市民・子ども局
		男女平等推進行動計画の理解と周知を図り、男女平等推進の視点を導入する。	男女平等推進行動計画の理解と周知を図り、男女平等推進の視点を引き続き導入する。	2	経済労働局
		川崎市先端科学技術副読本「川崎サイエンスワールド」を編集し、市内中学校1年生全生徒に配布。また、冊子の授業への活用例を提案するとともに、企業技術者を学校に派遣し授業支援を行う。それにより、性別によらず先端科学技術への理解を深める取組とする。	4月に市内中学校1年生全生徒に川崎市先端科学副読本「川崎サイエンスワールド」を配布した。また、効果的な活用について課題があることから、教科書との関連を対応表にしたリーフレットや、企業技術者をゲストティーチャーとした授業実践例等を提案した冊子を作成し、授業での活用を促進することで、性別によらず先端科学への関心や理解を高める取組とする。	2	教育委員会
<b>3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</b>					
<b>①ワーク・ライフ・バランスの意義についての理解の促進</b>					
56	・趣味やレクリエーション等、個人の生活を豊かにするための講座・イベントの開催や生涯学習情報等の提供を行います。	男女共同参画センターにおいて、語学、パソコン技能、健康など様々なテーマで講座を実施したり、市民活動団体に関する情報提供などを行う。	市民講師事業や自主事業を中心に、趣味や関心を広げて個人や家族、地域とのつながりを充実できるような講座の実施に努めていく。	2	市民・子ども局
		文化事業の実施や講座の開催、市民の文化活動への支援等を行うことにより、豊かな市民生活の実現を目指す。	共催・後援等により市民の文化活動を支援するとともに、アート講座などの市民向け文化講座やプラチナ音楽祭などの各種文化イベントの開催を通し、誰もが文化芸術を楽しめる環境を作る。 高齢者や障がい者など、様々な環境の方々が文化芸術活動に参加できる環境を作っていくことが今後の課題である。	2	市民・子ども局
		教育文化会館、各市民館、分館における社会教育振興事業の実施や、大学等高等教育機関と連携した生涯学習事業の実施 広報紙、HP、チラシ、情報コーナーなどによる生涯学習情報の提供と学習相談への対応	教育文化会館、各市民館、分館における社会教育振興事業及び大学等高等教育機関と連携した生涯学習事業の実施を促進する。 広報紙、HP、チラシ、情報コーナーなどによる生涯学習情報の提供と学習相談への対応を行う。	2	教育委員会

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
<b>②育児・介護休業制度などの定着と利用促進</b>					
57	・「労働状況実態調査」を通じて、育児・介護休業取得に関する調査を実施します。	「川崎市労働状況実態調査」において育児・介護休業制度の整備状況や利用実績の有無について調査を実施。	・「労働状況実態調査」を通じて、育児・介護休業取得に関する調査を実施。	2	経済労働局
58	・育児・介護休業制度取得促進のための講座や講師紹介及び情報提供を行います。	ワーク・ライフ・バランスについての講座の開催や講師紹介を行う。	継続して講座の開催や講師紹介、情報提供を行っていく。	2	市民・子ども局
			情報提供掲載の依頼に応じ、多様な働き方についての関連記事を「かわさき労働情報」に掲載する。	2	経済労働局
59	・市役所における育児休業取得状況を把握し、配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合が平成30(2018)年度までに10%となるようにめざします。	イントラネットホームページでの広報やガイドブックの配布等を通じて育児休業取得の促進を図る。	引き続きイントラネットホームページでの広報やガイドブックの配布等を通じて育児休業取得の促進を図っていく。	2	総務局
		育児に係る休暇制度及び育児休業制度等について積極的に周知を行い、制度を取得しやすい環境づくりを進める。	育児に係る休暇制度及び育児休業制度等について積極的に周知を行い、制度を取得しやすい環境づくりを進める。	2	上下水道局
		これまでの取組により育児休業制度についての周知が図られてきたことを踏まえ、今後はさらに取得しやすい環境づくりを行う。	交通局は育児休業取得率が高いが、引き続き育児休業制度の周知を図り、各所属においてさらに育児休業を取得しやすい環境を整備していく。	2	交通局
		ガイドブックを配布し、男性の育児・介護休業制度の周知を図る。	機会をとらえ、ガイドブックの配布するなど男性の育児・介護休業制度の周知を図り、職員の意識改善を図る。	2	病院局
		局内研修等の場において、ガイドブックを活用し周知を図っていく。	ガイドブック等を活用し職員に周知し、育児休暇取得の推進を継続します	2	消防局
		ガイドブック等の周知を通じ、職員の意識改善を図る。	職員の意識付けを図るとともに、局内研修等の場を活用しながら理解を深めるよう図る。また、取得しやすい職場環境への改善に努める。	2	教育委員会

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
60	・市役所における介護休業取得状況を把握し、取得しやすい環境づくりに努めます。	ガイドブックの配付等を通じて制度の周知を行う。	引き続きガイドブックの配付等を通じて制度の周知を行っていく。	2	総務局
		休暇の手引きに情報を掲載し、介護休暇の概要について情報提供を行うことで、取得率向上に貢献する。	休暇の手引きに情報を掲載し、介護休暇の概要について情報提供を行うことで、取得率向上に貢献する。	2	上下水道局
		介護休業制度について情報提供を行い、休暇の取得を推進する。	引き続き介護休業制度の周知を図り、正確な知識のもとに休暇取得を推進する。	2	交通局
		介護休暇の取得実績を把握し、制度の情報提供を行う。	介護休暇の取得実績を把握し、制度の情報提供を図るなどし休暇の取得を推進する。	2	病院局
		介護休暇取得に関する制度について、研修等を通じて職員に対し周知する。	新規採用時の研修及び階層別の研修において担当より周知していきます。	2	消防局
		ガイドブック等により、介護休暇の周知徹底を図る。	ガイドブック等により、介護休暇の周知徹底を図る。また、取得しやすい職場環境への改善に努める。	2	教育委員会
61	・市役所における階層別研修や講座、職員向け広報誌等により、育児・介護休業取得を推進します。	○新規採用職員研修において「勤務のしおり」を活用し、周知する。	「勤務のしおり」に育児・介護休業取得に関する内容を掲載し、新規採用職員に配布する。	2	総務局
		各種研修での川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画の概要の周知、ワーク・ライフ・バランスに関する研修の実施及び制度の周知等を通じて取得の促進を図る。	引き続き、各種研修で川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画の概要を周知する。また、ワーク・ライフ・バランスに関する研修の実施し、制度の周知等を通じて取得の促進を図っていく。	2	総務局
		○育児に係る休暇制度及び育児休業制度等についてのHPにより周知を行う。また「職員子育て応援ガイドブック」の配付も行うことでも周知する。	育児に係る休暇制度及び育児休業制度等についてHP等により周知を行う。また「職員子育て応援ガイドブック」の配付も行う。	2	上下水道局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
61	・市役所における階層別研修や講座、職員向け広報誌等により、育児・介護休業取得を促進推進します。	○当局が主催する研修等において、育児・介護休業制度についての情報提供を行い、休暇の取得を推進する。	引き続き研修及び広報誌等で各制度についての周知・情報提供を行い、休暇取得に向けた環境を整備し、休暇取得を推進する。	2	交通局
		○職員向け広報誌等で、各休業制度や取得状況についての情報提供を行い、休暇の取得を推進する。			
		○新規採用職員研修等で、制度について積極的に情報提供を行う。	新規採用職員研修等で制度について情報提供を行なうとともに、総務局が主催するワーク・ライフ・バランスに関する研修等に管理職や子育て世代の職員を中心に積極的な受講を促す。	2	病院局
		○職員向け広報誌により、取得に関する積極的な情報提供を行う。			
育児・介護休業取得促進に関するテーマを、階層別研修・講座において積極的に取り入れ、取得を促進します。	新規採用時の研修及び階層別の研修において担当より周知していきます。	2	消防局		
		総務局が主催したワーク・ライフ・バランスに関する研修等において管理職や子育て世代の職員を中心に積極的な受講を促す。	ワーク・ライフ・バランスに関する研修等において管理職や子育て世代の職員を中心に積極的な受講を促す。	2	教育委員会
<b>③市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進</b>					
62	・市役所における年次有給休暇取得向上に向けた取組を推進します。	取得促進に向けた周知等を行う。	引き続き取得促進に向けた周知等を行っていく。	2	総務局
		休暇の手引きに、次世代育成支援対策特定事業主計画に掲げる年次休暇の取得目標を掲載することで、年次休暇の取得向上に寄与する。また、子育て応援のための局内HPにおいても年次休暇の取得を促進する。			
		現時点、年次有給休暇の取得状況は良好のため、今後も状況を注視していく。	交通局における有給休暇取得率は良好であるが、より計画的に取得できるように啓発を行う。	2	交通局
		自主考査等を通じ、職員の健康保持と職務の効率的な遂行、職場内の情報共有化を含め、年次有給休暇取得向上に向け取り組んでいく。			
自主考査等を通じ、職員の健康保持と職務の効率的な遂行、職場内の情報共有化を含め、年次有給休暇取得促進に向けた周知等を行う。	自主考査等を通じ、職員の健康保持と職務の効率的な遂行、職場内の情報共有化を含め、年次有給休暇取得促進に向けた周知等を行う。	2	病院局		

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
62	・市役所における年次有給休暇取得向上に向けた取組を推進します。	新規職員を大幅に採用するなど、欠員状況等を注視しながら欠員の解消に努める等、有給休暇取得向上に向けた課題に取り組む。	新規職員を大幅に採用するなど、欠員状況等を注視しながら欠員の解消に努める等、有給休暇取得向上を継続していきます。	2	消防局
		管理職会議等の機会を活用し、年次休暇の積極的な取得について意識改善に努める。	管理職会議等において休暇取得実績を示す等しながら、年次休暇の積極的な取得についての意識向上に努める。		
<b>④子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実</b>					
63	・バリアフリーやプライバシー保護等の視点から、公共的施設の設備等を点検し、必要に応じて整備します。	公衆トイレに設置されている設備を清掃時に点検し、不具合がある場合は施設整備課とともに対応を図る。	公衆トイレの新設や改築のある場合には、引き続きトイレ全体の形状・構造、周辺の状況及び設置後の維持管理等を総合的に勘案し、施設整備課とともに適宜、対応を検討していく。	2	環境局
		バリアフリー化の整備基準を定め、一定の用途及び規模以上の施設の場合、新築や増改築等を行う者に対して、バリアフリー化整備基準の適合を目的とした事前協議を義務付けることで、公共的施設のバリアフリー化整備の普及を促進します。	引き続き「川崎市福祉のまちづくり条例」の適合率向上を目的とした普及啓発活動を行う。		
		①既存公園について、トイレ等施設のバリアフリー化整備を実施する。 ②老朽化が進んだ公園について、市民ニーズに合わせた魅力ある公園とするよう、市民と協働で再整備を行う。	①三田第3公園の園路広場及びトイレのバリアフリー化整備を実施する。 ②市民との意見調整を行いながら、小田公園の再整備（第4期整備）を行う。		
64	・待機児童の解消に向けて、保育環境の整備等の充実に努めます。	「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づく各種取組を進め、認可外保育事業の充実にさせることにより、多様な保育ニーズへの対応を図る。	「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づく制度である「川崎認定保育園」の認定園を拡充する。また、保護者補助金を拡充し、保護者負担の軽減を図り利用しやすくする。	1	こども本部
65	・あらゆる機関、団体との協働により、保育所の拡充だけでなく、夜間保育、一時保育、子育てヘルパー事業の実施等、多様な保育を拡充します。	民間保育所の運営を支援し、民間活力を活かした多様な保育サービス（長時間延長保育、一時保育、休日保育等）を提供する。	民間活力を活かした多様な保育サービス（長時間延長保育、一時保育、休日保育等）を提供できるよう、民間保育所の運営を適切に支援する。	2	こども本部

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
66	・病後児保育体制を拡充し、その家族に対する支援を行います。	病児・病後児保育事業を充実させることで、平常時以外での預かり先を確保し、保護者の子育てと仕事の両立支援の充実を図る。	平成26(2014)年4月、中原区に病児保育施設を開設し、市内4か所で病児・病後児保育事業を実施している。また、未設置区3か所のうちどこか1か所に、次年度4月に開設できるように準備を進める。	1	こども本部
67	・子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。	・子育てほっとサロンの実施、絵本の読み聞かせによる仲間づくり支援を通じて子育て中の女性をエンパワーメントする。	・子育て期の親子同士による情報交換、仲間づくりを通して不安や悩みを相談できる場を提供する。また、交流によって育児期の不安や孤立化防止に取り組む。	2	市民・こども局
		・区役所こども支援室と連携して、子育て中の保護者及び子育て支援者に対して、子どもの権利に関する研修・学習会等を実施し、講師を派遣する。	・区役所、保育園、市民館などで子育て中の保護者及び子育て支援者に対して開催される子どもの権利に関する研修・学習会に、講師として職員を派遣する。講師派遣についてのいっそうの周知と、派遣職員の資質の向上が課題となっている。		
		育児に関する経験交流や体験学習を行い、育児力を高め、仲間づくりを促す。	育児に関する経験交流や体験学習を行い、育児力を高め、仲間づくりを促す。	2	こども本部
		子育ての仲間作り場の提供と講師の派遣等を行い、子育てグループを育成・支援する。	既存のグループの活性化のための支援。 新規のグループづくりのための支援。	2	川崎区役所
		・区内で自主的に活動している子育て支援グループ（フリースペースやサロン）や自主グループ等の代表者により、地域の子育て支援の連携を図るため交流会を開催する。	年間2回開催。  多くの方に参加してもらえよう交流会の内容を工夫しマンネリ化しないようにする。 参加者同士の異年齢交流の機会としても活用し、交流だけに留まらず、次世代の子育て支援の担い手の育成につなげたい。	2	幸区役所
・地域の子育てグループの活動を支援する。 ・子育てグループの交流会を行い、学びあいを通し活動の活性化を図る。	既存のグループが活動を継続できるよう、子育てグループ交流会の活用を促す。	2	中原区役所		

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
67	・子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。	地域の子育て支援センターと連携し、育児相談、子育てに関する知識の普及等、子育て支援を実施する。	地域子育て支援センターやサロン等に地区担当保健師等が出向けるよう調整していく。	2	高津区役所
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「転入者子育て交流会」高津区に転入したての子育て中の方が地域の方と知り合いになったり、子育て情報を得るための交流会</li> <li>・「子育て交流会 きっとみつかるよ楽しい仲間」地域に子育てグループの活動を知ってもらい、情報提供する</li> <li>・「高津区子ども・子育て支援講座」子育て中の保護者、支援者を対象にした講演会</li> </ul>	2 5年度同様の活動の継続	2	高津区役所
		子育て支援について地域で活動する子育てサロンや自主グループが情報交換を行い、相互に活動の理解を深め、子育て支援の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てグループ交流会を年1回開催。活動継続のための情報提供等の支援や参加者拡大に向けた支援を行う。</li> <li>・転入者向け交流会「うえるかむクラス」を開催。参加者増加に伴い、平成26(2014)年度は年3回開催した。</li> </ul>	2	宮前区役所
		地域のボランティアと共に子育て中の親子が気軽に集まれる場を開催して交流を促したり、グループ活動を行う中で育児相談や健康講座を実施し、育児不安や負担を軽減し楽しく子育てできるような支援を行なう。	前年度同様、地域のボランティアと共に子育てサロンや子育てグループを開催する。	2	多摩区役所
		子育てサークルや子育て支援の市民活動団体に対し、催しや団体紹介・メンバー募集等について、掲示板やチラシ棚、子育て情報冊子、ホームページで、広報面での支援を行う。	引き続き、子育てサークルや市民活動団体の広報面での支援を各種行う。	2	多摩区役所
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主グループ等の情報を収集し、広報周知することで支援につなげる。</li> <li>・麻生区子育て人材バンク事業により自主グループに保育ボランティア等の人材を派遣し、活動支援をする。</li> </ul>	麻生区子育て人材バンク事業を様々な媒体により広く区民に周知する。利用会員・ボランティア会員の登録を促し、支援内容の充実を図ることで、子育てグループ等の活動の支援を継続的に行う。	2	麻生区役所

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
67	・子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。	教育文化会館、各市民館において、保護者同士の交流を図るための広場の開設や、子育て関連情報の提供などを行う。	教育文化会館、各市民館において、保護者同士の交流を図るための広場の開設や、子育て関連情報の提供などを行う。	2	教育委員会
68	・児童・生徒に対する放課後事業の充実に努めます。	①児童福祉法に基づく児童厚生施設（児童館）として、地域児童の健全育成を目的に、各種事業・活動を指定管理制度により実施する。 ②全児童を対象に、保護者の就労の如何に関わらず、放課後の児童の安全な居場所を確保するために、市立小学校全113校内で実施する。 ③わくわくプラザ終了時（18時）までに保護者の迎えが困難な場合、19時まで児童の居場所及び安全を確保する。	①引き続き児童福祉法に基づく児童厚生施設（児童館）として、地域児童の健全育成を目的に、各種事業・活動を指定管理制度により実施する。 ②26年度も全児童を対象に、保護者の就労の如何に関わらず、放課後の児童の安全な居場所を確保するために、市立小学校全113校内で実施する。 ③わくわくプラザ終了時（18時）までに保護者の迎えが困難な場合、19時まで児童の居場所及び安全を確保する。	2	こども本部
<b>⑤介護支援事業の充実と介護サービス利用の促進</b>					
69	・介護者にとって利用しやすい介護サービスの充実を図るとともに、介護教室等を実施し、男女共同参画での取組を推進します。	介護サービスの質の向上を図ることにより、安心して利用していただけるよう努める。 また、「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を適切に推進していく。	介護サービスの質の向上を図ることにより、安心して利用していただけるよう努める。 また、「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）を適切に推進するとともに、次期計画（平成27～平成29年度）の策定を行う。	1	健康福祉局
		介護教室に参加することで、認知症についての正しい知識やサービスなどについて理解するとともに、相談機関や家族会とのつながりができる。	男性介護者は増加しているところであり、その支援の必要性も増加している。地域ボランティアが実施している家族会では男性介護者が参加しており、男女関係なく悩みの共有や情報交換しやすいよう配慮しながら実施されているところである。 家族介護教室においては、今後もより多くの介護者が参加できるような働きかけと工夫を行っていく。	2	川崎区役所

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
69	・介護者にとって利用しやすい介護サービスの充実を図るとともに、介護教室等を実施し、男女共同参画での取組を推進します。	認知症高齢者の介護者や地域の方を対象に、認知症がどんな病気か正しく理解し、適切な対応のしかたを学びあう教室を実施する。男性介護者等にも参加してもらえるよう、市政だよりや全戸配布の保健福祉センターだよりにより教室のPRを行う。	<p>&lt;テーマ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病気の理解とその対応について（講師一医師）</li> <li>・認知症介護の実際について（講師一介護施設職員か介護経験者の予定）</li> <li>・包括支援センター職員の紹介と活用の仕方について</li> <li>・家族同士の話し合いや介護者の気分転換・健康管理について等</li> </ul>	2	幸区役所
		「介護者の会」の開催（地域包括支援センターとの連携のもと、隔月で実施）	高齢化の伸展に伴い、今後も認知症患者の増加が考えられる。介護する上で必要な知識の情報提供や悩みの共有の場として今後も充実させていく。また多くの介護者や家族の方が参加できるように関係機関と連携し広報を行う。	2	高津区役所
		認知症高齢者の生活の質を高めるような援助ができるよう、介護者に対して、認知症を理解し介護の方法を学ぶ機会を提供する。認知症高齢者をめぐる諸問題について、地域での支えあいの重要性を啓発する。	平成25(2013)年度の課題として家族会の参加者が少ないことが挙げられた。一方で認知症の介護者の会「宮前すみれの会」も同様の教室を開催しており、内容を充実させ一本化する案が出ている。本年度は、「宮前すみれの会」の要望も伺いながら、認知症介護の知識の普及と共に、グループワークも行き、介護者間の交流を図る。	1	宮前区役所
		認知症高齢者の介護者や地域の方を対象に、認知症がどんな病気か正しく理解し、適切な対応のしかたを学びあう教室を実施する。男性介護者等にも参加してもらえるよう、ちらしの配布や口コミによる情報提供により教室のPRを行う。	計画どおり、教室を実施する。男性介護者も増加することが考えられる中で、男女とも参加しやすく学習しやすい環境に配慮する。	1	多摩区役所
		介護者を対象に、認知症やそのケアについて学習会や座談会を実施する。同時に当事者を対象にデイケアを実施する。	継続実施する。介護者及びボランティアとの交流により、精神的負担の軽減と地域での支えあいの重要性を啓発する。	2	麻生区役所

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
	⑥男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進(再掲)				
	⑦男性が家庭生活に参画できる環境づくり(再掲)				
	⑧ひとり親家庭に対する支援の充実と自立などの促進				
70	・高等職業訓練促進給付金等事業等の実施を通じて就業支援を実施します。	就業に結びつきやすい資格の取得を目的として一定期間養成訓練を受講する場合の給付金支給や、教育訓練の受講にかかる費用の一部の支給により、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立促進を図る。	前年度に引続き、母子家庭の母に加えて、父子家庭の父も対象として、事業を実施する。 高等職業訓練促進給付金等事業においては、平成25(2013)年度から、支給対象期間の上限が2年となったことで、3年以上修業する場合に費用面の課題がある。	2	こども本部
71	・ひとり親家庭等医療費助成を通じて経済的な支援を実施します。	本市に住所を有しており、何らかの健康保険に加入の母子家庭、父子家庭、養育者家庭に対し、保険医療費の自己負担額を助成します。	ひとり親家庭等に対し、医療費の自己負担分を適切に助成し、その生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。	2	こども本部
72	・ひとり親家庭が抱えがちな就労や家庭生活での課題について情報提供を行い、利用しやすい相談を実施します。	男女共同参画センターにおいて、ひとり親家庭が抱える課題等についての情報提供を行う。	子育てほっとサロン、女性のための再就職講座、女性と子どものための避難者ほっとサロンなどの実施を通じて、ひとり親が抱えがちな就労や家庭生活での課題について情報提供を行う。	2	市民・こども局
		川崎市母子家庭等就業・自立支援センター(川崎市母子・父子福祉センター内)において、面接又は電話による休日も含めた相談事業を実施しており、平成25(2013)年度から、対象を父子家庭に拡大している。	前年度に引続き、母子家庭の母に加えて、父子家庭の父も対象として、事業を実施する。	2	こども本部

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
<b>Ⅲ 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進</b>					
<b>1 地域における男女共同参画の推進</b>					
<b>①地域活動における男女共同参画の促進</b>					
73	・男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を行います。	<p>○市民・市民活動団体が実施する調査研究や活動に対し、必要な支援を行う。</p> <p>○ネットワーク加盟団体と連携し、男女共同参画に関するフォーラム等を開催する。</p> <p>○事業所、団体、関係機関等へ男女共同参画についての説明会、交流会等を開催し、普及に努める。</p>	<p>○協働事業などを通じ、市民活動団体の活動を支援する。</p> <p>○昨年度に引き続き、すくらむ21まつりと合同でフォーラムを開催する。</p> <p>○引き続き男女共同参画の情報提供を実施し、各団体等とのネットワーク形成を行い、男女共同参画を一体的に推進する。</p>	2	市民・子ども局
		地域や社会の問題を、市民自らの問題として、自発的に取り組む市民活動を支援し、市民活動の活性化を図ります。	○市民活動コーナーを設置し、川崎区内の市民活動の活性化を図ります。 ○市民活動コーナー利用者会議を開催し、市民主体の施設運営を行います。	2	川崎区役所
		会議運営、イベント実施等	以前に引続き、各団体の活動実態把握に取り組むとともに、必要な情報提供に努め、意識啓発を図る。	2	高津区役所
		情報コーナーや支援コーナーにおいて、関係するチラシの配架を行い、来庁者や利用団体への情報提供を行う。	今後も情報コーナーや支援コーナーにおいて、関係するチラシの配架を行い、来庁者や利用団体への情報提供を行う。	2	宮前区役所
		市民活動団体等と協働で事業を実施する場合、依頼があれば関連資料などで啓発を促した。	引き続き男女共同参画への取組を行う。	2	麻生区役所
		○地域における男女平等や環境問題、子育て支援などに取り組む川崎市地域女性連絡協議会の活動を支援する。	地域における男女平等や環境問題、子育て支援などに取り組む川崎市地域女性連絡協議会の活動を支援する。	2	教育委員会
74	・町内会・自治会やPTA等、地域における女性の参画についての理解を深めるよう努めます。	審議会等委員の推薦依頼を通じて、女性の参画への理解を促進する	事前協議において、推薦依頼をする際には女性の参加への理解を促すよう、審議会等所管課に要請していく。	1	市民・子ども局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
74	・町内会・自治会やPTA等、地域における女性の参画についての理解を深めるよう努めます。	公的機関等からの地域に対する様々な広報や情報提供依頼を受け、町内会連合会理事会等各種会議の場において広く周知を図る。	公的機関等からの地域に対する様々な広報や情報提供依頼を受け、町内会連合会理事会等各種会議の場において広く周知を行う。	2	川崎区役所
		住民組織調査により、性別を把握するとともに、公的機関等からの地域に対する様々な広報や情報提供依頼を受け、町内会連合会理事会等各種会議の場において広く周知を図る。	住民組織調査を実施し、性別を把握する。 地域に対する様々な広報や情報提供依頼を受け、町内会連合の会合において広く周知を図る。	2	幸区役所
		・町内会・自治会等の会議で適宜、リーフレットを配布し、説明を行なうことにより、地域における女性の参画についての理解を深める。	・町内会・自治会の会議において各種啓発リーフレットの配布により男女平等の推進に努める。 ・町内会連合会への各種委員等の推薦依頼への対応において、女性比率の向上に配慮しながら選出するよう努める。	2	中原区役所
		団体事務局	自主運営団体への行政からの働きかけの難しさに配慮しながら、ひきつづき実態把握と啓発に努める必要がある。	2	高津区役所
		こどもの健やかな成長を支えるPTA活動のため、これからのPTA活動のあり方や可能性を考える研修を実施する。	男女協働参画の趣旨をふまえながら、引き続きPTA活動研修を実施する。	2	高津区役所
		町内会・自治会等の住民自治活動における女性比率の向上を促進するため、定例会議・研修会等において広報啓発等を実施する。	女性が町内会・自治会活動の中核を担っていくことが負担とならないよう、働きかけや情報提供を継続して行い、女性比率の向上に向けた取り組みを継続して行っていく。	2	宮前区役所
		PTA活動の活性化に向けて、教育文化会館、各市民館でPTA活動研修を行うとともに、川崎市PTA連絡協議会の活動を支援する。	PTA活動の活性化に向けて、教育文化会館、各市民館でPTA活動研修を行うとともに、川崎市PTA連絡協議会の活動を支援する。	2	教育委員会

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
②地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進(再掲)					
③防災・まちづくり分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大					
75	・男女共同参画の視点を 取り入れた防災体制を充 実します。	・防災対策に男女共同参画の視点を反映するため、川崎市防災会議、川崎市国民保護協議会等への委員推薦に際し、女性委員を推薦していただけるよう推薦団体に対して、働きかけを行う。 ・各種防災計画やマニュアルの作成、修正に際し、男女共同参画の視点を反映した取組を盛り込む。	防災対策に男女共同参画の視点を反映させるため、各種会議の委員の推薦に当たっては、女性の推薦を配慮していただくよう依頼し、女性参加を積極的に呼びかけるなど、引き続き男女共同参画の視点に配慮した取組を推進する。	2	総務局
		男女共同参画推進員連絡会議や庁内研修等の機会を活用して、防災体制における男女共同参画の視点の重要性について周知を図る。	各種庁内研修会等で、男女共同参画に配慮した防災体制についての理解を促す。	2	市民・こども局
		区の防災体制の構築、推進にあたり男女共同参画の視点を取り入れていきます。また、自主防災組織の訓練や避難所運営会議など地域の防災活動についても同様の視点から運営されるよう支援を行っていきます。	避難所開設・運営訓練を実施し、男女共同参画の視点による避難所体制を推進します。	2	川崎区役所
		幸区地域防災計画では、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、地域防災活動における女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めている。	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実に向けて、引き続き推進する。	1	幸区役所
		災害時の避難所を開設する際、女性の視点も加えた配置や区画、備蓄物資の確保を推進する。	避難所運営会議や開設訓練を実施する際、男女共同参画の視点からみた運営を推進するよう指導する。	2	中原区役所
		自主防災組織連絡協議会の事務局。町内会・自治会の自主防災組織の支援を行う。	引き続き自主防災組織連絡協議会の事務局として、地域の自主防災組織における男女平等の実態把握に努め、訓練やマニュアル作成に反映させていく。	2	高津区役所
		76	・まちづくりの分野にお ける女性の参画を推進し ます。	・審議会等委員の委嘱における事前協議制を実施し、区民会議等まちづくり分野での女性の参画を促進する。 ・男女共同参画に関連する情報について適宜、各区へ情報提供する。	男女ともに参加しやすいまちづくりという観点から、事前協議において女性の参加促進を図っていく。
地域密着型課題の解決のため、日常生活圏のまちづくりを実施するボランティア組織の「まちづくりクラブ」による自発的な地域活動を支援します。	身近な地域に係る課題について、地域で主体的に活動している各地区のまちづくりクラブを支援します。			2	川崎区役所

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
76	・まちづくりの分野における女性の参画を推進します。		第5期区民会議の委員の女性就任状況について。 公募による選任は4人中2人が女性。その他の団体推薦や区長推薦16人中6人が女性。引き続き、女性の参画を推進していく。	2	川崎区役所
		1) 市民活動団体同士の交流や情報の交換の場として「交流会」を開催する。 2) 幸区役所新庁舎に設置する市民活動コーナーの運営方法等について区民委員による準備会を立ち上げ、検討していく。	1) 実行委員会を設置して開催することを検討している。 2) 準備会への女性参画は40%に達している。	5	幸区役所
		区民会議における女性比率の維持、向上に努めていく。	区民会議委員の選任にあたり、男女比率に配慮し、向上を図る。	2	宮前区役所
		区民会議の女性参画の推進について、配慮するよう努める。	多摩区区民会議要綱の再任規定の見直しにより、女性委員も含めた既参画委員が引き続き参画しやすくするとともに、全委員の4分の3を締める団体推薦委員の推薦にあたっては、男女共同参画の推進について各団体に理解を求めていく。	2	多摩区役所

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
<b>④男女共同参画センターの取組の推進</b>					
77	・地域における男女共同参画の拠点として、市民や事業者と協働し、男女平等施策を推進します。	男女共同参画社会の関する地域の課題解決のため、公募で講座・イベントの実施団体を決定し、企画運営を委託する。	公募による選考を実施し、運営力・集客面で十分な能力を発揮できる団体に講座の実施を委託する。	2	市民・子ども局
<b>⑤男性が地域活動に参画できる環境づくり(再掲)</b>					
<b>⑥若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進(再掲)</b>					
<b>2 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備</b>					
<b>①高齢者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援</b>					
78	・高齢者を犯罪や交通事故から守る環境整備を推進します。	<p>○市・地区交通安全対策協議会が中心になり、市民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない安全で住みよい社会の実現を目指す運動を計画的かつ効果的に推進する。その中で、高齢者の交通事故防止を運動の重点のひとつとし、各季の運動期間中や毎月15日の「高齢者交通安全の日」を中心に高齢者向けの交通安全啓発活動等を実施する。</p> <p>○防犯ベストや腕章など、活動を行う際に必要な物品の提供等による地域における防犯パトロールや児童の見守り活動などの自主防犯活動の支援、青色防犯パトロールカーによる定期的なパトロールの実施等による各種防犯施策を推進する。</p> <p>○犯罪被害者等支援相談を実施し、各種犯罪被害に対し、専門の相談員が面接や電話等により各種支援施策の情報提供を行う。</p>	<p>○各季の運動 実施機関・団体は、相互に連携して広報啓発活動等の交通安全活動を実施する。</p> <p>・春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日</p> <p>・夏の交通事故防止運動 7月11日～7月20日</p> <p>・秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日</p> <p>・年末の交通事故防止運動 12月11日～12月20日</p> <p>強化月間 5月を「自転車マナーアップ強化月間」12月を「飲酒運転根絶強化月間」として交通安全活動を実施する。</p> <p>特定日 毎月1日を「県民交通安全の日」、毎月5日を「チリリン・デー」(自転車安全利用強化日)、毎月15日を「高齢者交通安全の日」、毎月30日(2月を除く)を「ゾーン30の日」及び4月10日と9月30日を「交通事故死ゼロを目指す日」として交通安全活動を実施する。</p> <p>○青色パトロールカーの平日ほぼ毎日の巡回、また区役所や老人いこいの家等における出張防犯相談コーナーを月2～3回程度随時開催</p> <p>○犯罪被害者等の相談スキル向上のための各種研修会等への出席</p>	2	市民・子ども局
		地域包括支援センター等と連携し、高齢者等の見守りを含めた市民に対する消費者教育・啓発事業を行う。	<p>・各区の地域包括支援センター職員等との意見交換会を実施し、高齢者等を見守る側との連携を強化する。</p> <p>・地域包括支援センター等と連携し、高齢者向け出前講座の実施や啓発物配布等により、地域における消費者被害の防止を図る。</p>	1	経済労働局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
78	・高齢者を犯罪や交通事故から守る環境整備を推進します。	・それぞれの能力や経験などを活かし、健康づくりや地域社会への積極的な参加を通じて、「生涯現役」を実現できるよう、講演会や講座等を実施する。 ・シルバー人材センターに対し支援を行い、健康で働く意欲のある高齢者の臨時的・短期的又は軽易な業務への就業の場を確保する。	・高齢者のいきがい・健康づくりや社会参加の促進につながる「傾聴講座」、「パソコン講座」、「講演会」を開催する。 交通の便を考慮した、会場の確保の検討が必要。 ・川崎市シルバー人材センターに対し引き続き支援を行い、高齢者の就業機会を確保する。 会員のニーズに応じた就労先の確保に努める必要がある。	2	健康福祉局
79	・高齢者がそれぞれの能力や経験を生かし、地域に参画できるよう支援します。	・それぞれの能力や経験などを活かし、健康づくりや地域社会への積極的な参加を通じて、「生涯現役」を実現できるよう、講演会や講座等を実施する。 ・シルバー人材センターに対し支援を行い、健康で働く意欲のある高齢者の臨時的・短期的又は軽易な業務への就業の場を確保する。	・高齢者のいきがい・健康づくりや社会参加の促進につながる「傾聴講座」、「パソコン講座」、「講演会」を開催する。 交通の便を考慮した、会場の確保の検討が必要。 ・川崎市シルバー人材センターに対し引き続き支援を行い、高齢者の就業機会を確保する。 会員のニーズに応じた就労先の確保に努める必要がある。	2	健康福祉局
<b>②障害者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援</b>					
80	・障害者を犯罪や事故から守る環境整備を推進します。	○防犯ベストや腕章など、活動を行う際に必要な物品の提供等による地域における防犯パトロールや児童の見守り活動などの自主防犯活動の支援、青色防犯パトロールカーによる定期的なパトロールの実施等による各種防犯施策を推進する。 ○犯罪被害者等支援相談を実施し、各種犯罪被害に対し、専門の相談員が面接や電話等により各種支援施策の情報提供を行う。	○青色パトロールカーの平日ほぼ毎日の巡回、また区役所や老人いこいの家等における出張防犯相談コーナーを月2～3回程度随時開催 ○犯罪被害者等の相談スキル向上のための各種研修会等への出席	2	市民・子ども局
81	・障害者が家庭や地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	障害者基本法に規定する障害者計画と障害者総合支援法に規定する障害福祉計画を策定し、その推進に努めていきます。	第4次かわさきノーマライゼーションプラン（障害者計画：平成27～32年度、障害福祉計画：平成27～29年度）を策定する。	2	健康福祉局
<b>③外国人市民に対する支援の充実と暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進</b>					
82	・外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	市内在住の外国人に向けて、市政情報等を日本語のほか7言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、やさしい日本語）で提供していく。また、協会などの事業についても併せて掲載し、情報提供の充実をはかっていく。	引き続き、掲載情報や配布場所の拡充を検討しながら、情報提供の充実を図っていく。	2	総務局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
82	・外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	川崎市多文化共生社会推進指針に基づき外国人市民に対し行政サービスの充実等を図っていく。 「川崎市に住む外国人の皆さんへ」、「川崎市の多言語広報資料一覧」を引き続き作成、配布するとともに、ホームページでのやさしい日本語及び外国語によるページを増やし、日本語の十分でない外国人市民への情報提供の充実を図っていく。	①「川崎市に住む外国人の皆さんへ」、「川崎市の多言語広報資料一覧」を作成、配布する。また、区役所等と連携し、外国人市民情報コーナーの周知・充実化を図る。 ②ホームページでのやさしい日本語及び外国語によるコンテンツを増やす。	2	市民・こども局
		・募集案内ポスターにルビをつけ、周知を行うとともに募集時には国際交流センターにて申し込み方法の講習会を行っている。 ・住宅供給公社窓口において外国人市民についても適切な相談業務を行っている。	募集案内の周知についてはポスターにルビをつけ、住宅供給公社窓口においては外国人市民についても適切な相談業務を行うなど引き続き配慮を行っている。	2	まちづくり局
		外国人等がアパートなどの民間賃貸住宅を借りる際、家賃等の支払能力があるにもかかわらず、保証人が見つからない場合に、川崎市の指定する保証会社を利用し、併せて、市の施策により居住の支援を行い、家賃の支払いや入居後の病気・事故などの家主が抱く不安を軽減し、入居機会の確保と安定した居住継続を支援する。	事業内容・目的について、連絡調整会議を開催し、共有化を図る。連絡調整会議の各部会を活用し、制度に関する意見交換を実施する。また、パンフレット配布や制度の説明を行い団体と連携して、制度推進を図る。	2	まちづくり局
		地域活動団体との協働により、行政情報や地域情報などを週2回以上携帯メールマガジンとして6カ国語で配信します。	地域活動団体との協働により、行政情報や地域情報などを週2回以上携帯メールマガジンとして6カ国語で配信します。	2	川崎区役所
		日本語の読み書きが不慣れな子どもと保護者を支援するため、こども支援関係機関において通訳や翻訳の必要が生じた時に、通訳や翻訳の協力を得ることにより、これらの子どもや保護者が孤立することを防止する。	学校関係等において利用件数が急増する状況に対し、関係機関との情報共有や対応策の検討が課題となっている。	1	川崎区役所
			引続き、庁舎内に外国人市民情報コーナーを設け、生活に必要な情報等の充実、環境整備をします。	2	幸区役所
			引き続き、庁舎内に外国人市民向け情報コーナーを設け情報の更新を行う。庁舎案内板等で英語等も表記し利用しやすい環境を整備する。	2	中原区役所

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
82	・外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	多言語の庁舎案内板を文字ではなくマークを多用し、外国人にもよりわかりやすい案内になるよう配慮している。	引き続き、庁舎案内板に英語等の表記を行とともにマークを多用し外国人にも分かりやすい案内になるよう配慮する。	2	高津区役所
		外国人市民が健康で安心して生活するために必要な広報及び環境整備に配慮をする。	外国人市民が健康で安心して生活できるよう、必要な広報や環境整備に配慮を引き続き行う。	2	宮前区役所
		他部署から送付される外国人向けの資料を情報資料コーナーへ配架した。また、総合案内板に英語・中国語・ハングル表示をしている。	案内板や市民配布用資料の多言語を充実させるなど、区役所サービス向上委員会で検討していく。	2	多摩区役所
		地域子育て支援情報を掲載した子育てブックの中で、外国人市民向けのページを設け、情報提供を行う。	地域子育て支援情報を掲載した子育てブックの中で、外国人市民向けのページを設け、情報提供を行う。	2	多摩区役所
		外国語広報資料を情報コーナーで配架するなど情報提供を行います。	外国語、やさしい日本語の広報資料を情報コーナーに配架し、気軽に閲覧してもらう。	2	麻生区役所
		教育文化会館・市民館において、外国人市民等が日本での生活を円滑に営めるように、日常生活に必要な基礎的日本語を身につけるための学びの場を提供する。	教育文化会館・市民館において、外国人市民等が日本での生活を円滑に営めるように、日常生活に必要な基礎的日本語を身につけるための学びの場を提供する。	2	教育委員会
83	・外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	子育て情報誌、川崎区子育てガイド「さんぼみち」や「地域子育て支援センターのごあんない」「もうすぐ一年生」の外国語版を発行し、子育て中の外国人市民の育児不安の解消や仲間づくりを支援する。	「地域子育て支援センターのごあんない」「もうすぐ一年生」の外国語版を6か国で発行するとともに、平成25(2013)年度に作成した「さんぼみち」の配布も引き続き行い、外国籍の保護者の育児支援を行う。	2	川崎区役所
		市内在住の外国籍の母子等が日本人母子と同様に母子保健サービスを受けられ、安心して育児ができるよう支援することを目的として実施。外国語版母子健康手帳の発行等の実施。	外国人市民が育児に参加しやすくなるよう、乳幼児健診の外国語版資料の活用を促すとともに、必要に応じて通訳ボランティアを活用し、母子保健に関する情報提供を行う。	2	こども本部
		現状の外国人向け健診アンケートを活用し、区内に多く居住する外国人母子への支援推進を図る	本区は外国人世帯が多く、日本語を話せない区民も多いことから、対応に時間と労力を要する。	2	川崎区役所

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
83	・外国人市民の母子保健の充実に努めます。	子どもの成長や発達の確認と病気の早期発見をおこない、児の健全な育成をはかる。	区保健福祉センターで実施する3ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診において、外国人市民の方が円滑に受診できるよう、外国語版の健診案内を作成する。	2	幸区役所
		訪問事業、乳幼児健診等来所の外国人女子に対する通訳の確保による相談支援	通訳ボランティアを活用し、対象の方の状況に応じた母子保健情報やサービスを提供する。	2	中原区役所
		母子健康手帳の交付時や転入手続き時、または、市民館で行われている日本語教室等で、個別の相談を行い外国人母子への支援の充実に努める。	区内で外国人母子が集まる教室等がどこで行われているか、情報収集の方法を検討する必要がある。	2	高津区役所
		母子手帳交付時に外国語版副読本を配布する。支援が必要な方には個別支援を実施する。他機関で実施している外国籍の母子グループや国際交流センターを紹介する。	昨年度に引き続き、外国語版の母子手帳の配布や他機関の外国人母子グループ等の情報提供を行ない、必要に応じて個別支援を行なう。	2	多摩区役所
		母子健康手帳の交付の際、外国版副読本の配布。	麻生子育てガイドブック「きゅつとハグあさお」を活用し、国際交流協力の出張相談や外国籍の親子グループの紹介等情報提供を行う。また、支援が必要な方は、地区担当が個別に対応を行う。	2	麻生区役所
<b>④多文化共生意識の高揚</b>					
84	・互いの文化や生活を理解し、国際交流が深まるよう地域における交流機会の充実に努めます。	川崎市内の民間交流団体をはじめ、地域の学校、商店街、町内会などが各種のイベントや活動発表などを通じて、市民と外国人とのふれあいを深める相互理解と友好親善を促進するため、かわさき国際交流民間団体協議会との共催で実施する。	引き続き、川崎市内の民間交流団体をはじめ、地域の学校、商店街、町内会などのフェスティバルへの参加を促し、連携を深めながら、各種のイベントや活動発表などを通じて、市民と外国人とのふれあいを深め相互理解と友好親善を促進していく。	2	総務局
		市民祭り等への参加を通じ、外国人市民代表者会議のメンバーやその他の外国人市民と日本人市民の交流を図ることで、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現を目指す。	外国人市民代表者会議としてかわさき市民祭りやインターナショナル・フェスティバルinカワサキ等のイベントに参加し、市内には多様な外国人市民が生活・活動していることや各国の文化を紹介すること等を通じて、外国人市民と日本人市民互いの理解と交流を深める。	2	市民・こども局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
84	・互いの文化や生活を理解し、国際交流が深まるよう地域における交流機会の充実に努めます。	教育文化会館・市民館において、外国人市民等が日本での生活を円滑に営めるように、日常生活に必要な基礎的日本語を身につけるための学びの場を提供する。	教育文化会館・市民館において、外国人市民等が日本での生活を円滑に営めるように、日常生活に必要な基礎的日本語を身につけるための学びの場を提供する。	2	教育委員会
⑤ひとり親家庭に対する支援の充実と自立などの促進(再掲)					
⑥雇用環境の整備と貧困など様々な困難を抱える人々への対応					
85	・生活基盤確立支援のため、引き続き居住支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームレスに対し、福祉制度の案内や、自立支援センターへの誘導を行う。</li> <li>・自立支援センターの入所者に対し、居所及び食事の提供を行うとともに、就労支援や日常生活自立に向けた支援、住居の確保に向けた支援等を行う。</li> <li>・自立支援センターを退所した方が地域で安心して暮らせるよう居宅訪問等により、再野宿化を防止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回相談事業では、市内に起居するホームレスの日常生活や健康に関する相談を受け、自立支援センターへの入所や医療機関への受診を促すなど自立支援施策につなげる。</li> <li>・自立支援センター事業では、就労が難しい方に対する生活支援コースの定員を拡充するとともに、要介護状態で発見されるホームレスを一時的に受入れできる体制とし、自立に向けた支援を行う。</li> <li>・自立支援センターを退所した方が再び野宿に戻ることをないようにアフターケア事業を開始する。</li> <li>・ホームレスの長期化・高齢化、若年層の増加、再野宿化の現状がある。</li> </ul>	2	健康福祉局
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者募集において高齢者・障害者向けの区分や単身者向けの区分を設定している。</li> <li>・一般世帯向け区分の募集において優遇制度をもうけ、ひとり親家庭や被爆者、引揚者、ハンセン病患者などへの倍率優遇を行い生活基盤の安定に配慮している。</li> </ul>	入居者募集において高齢者・障害者向けの区分や単身者向けの区分を設定しており、また一般世帯向け区分の募集においては、ひとり親家庭や被爆者、引揚者、ハンセン病患者などへの倍率優遇を行うなど、引き続き配慮を行っていく。	2	まちづくり局
86	・生活基盤を確立するために必要な職業訓練や就労に対する情報提供を行います。	女性の経済的自立にむけたキャリア支援として。再就職・起業・就労継続等の講座を開催する。	女性が経済的に自立することをめざし、就業につながるような効果的なプログラムを企画する。	2	市民・子ども局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
86	・生活基盤を確立するために必要な職業訓練や就労に対する情報提供を行います。	・就業支援ポータルサイト「JOB-Lかわさき」において、求人情報や企業情報、就業支援機関、生活住宅支援策の紹介、及び就業関係イベント情報などを掲載する。 ・情報誌「かわさき労働情報」において、労働基準法の改正、就業支援室「キャリアサポートかわさき」や「かわさき若者サポートステーション」の各種事業案内、県立東部総合職業技術校の募集記事等を掲載する。	・就業支援ポータルサイト「JOB-Lかわさき」において、求人情報や企業情報、就業支援機関、生活住宅支援策の紹介、及び就業関係イベント情報などを掲載する。 ・情報誌「かわさき労働情報」において、労働基準法の改正、就業支援室「キャリアサポートかわさき」や「かわさき若者サポートステーション」の各種事業案内、県立東部総合職業技術校の募集記事等を掲載する。	2	経済労働局
		生活保護受給者を対象に、 ①意欲喚起事業、求人開拓事業、合同就職面接会などを実施し、就労に課題を抱える対象者の、自立へ向けた支援を実施する。 ②市内企業による雇用機会の創出や雇用創出を目指す市外企業の誘致を行う。	①年間2,500人の受給者を支援し、引き続き就労を通じた自立を促す。 ②昨年達成した102名の雇用の定着を図りつつ、今年度は新たな雇用創出に取り組み、ISFnetの持つノウハウを広げる取組も行う。	2	健康福祉局
<b>⑦ニートやフリーターなどの状態にある者に対する就労・自立の促進</b>					
87	・ニートやフリーターなどの状態にある若者に対して、講演会やセミナーの開催相談事業などを実施し、自立に向けた就労支援を行います。	学生のキャリア支援として、就業イメージを具体化するためインターンシップを行う。	学生が身近な課題として男女共同参画を学べる仕組みをつくり、将来を見通したキャリア形成に役立つ、男女共同参画社会の実現に貢献できる人材育成を行う。	2	市民・子ども局
		厚生労働省の委託事業である「地域若者サポートステーション事業」と連携し、自立や就労に課題を抱える15歳から39歳までの若年者を対象に、相談や職業意識啓発の事業を実施することにより、若年者の職業的自立を支援する。	厚生労働省の委託事業である「地域若者サポートステーション事業」と連携し、自立や就労に課題を抱える15歳から39歳までの若年者を対象に、相談や職業意識啓発の事業を実施することにより、若年者の職業的自立を支援する。	2	経済労働局
<b>⑧介護支援事業の充実と介護サービス利用の促進(再掲)</b>					
<b>3 生涯を通じた健康支援</b>					
<b>①生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進</b>					
88	・生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を推進します。	「女性の健康週間」において、講座を通じて女性の生涯にわたる健康づくりを推進する。	厚生労働省が定める「女性の健康週間」(3月1日から8日)において、女性の健康づくりを支援するセミナーを開催します。	2	市民・子ども局
		「第2期かわさき健康づくり21」に基づき、生活習慣病の予防をはじめとする健康づくり全般について、啓発を行う。	引続き、各区イベント等を活用して啓発を進める。	2	健康福祉局

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
<b>②妊娠・出産などに関する健康支援</b>					
89	・周産期医療の課題を明らかにし、本市における周産期医療体制の確保に向けた取組を推進します。	・本市における救急医療対策の一環として、総合周産期母子医療センター・周産期救急医療施設を運営する医療機関に対する運営を補助する。	総合周産期母子医療センターや周産期救急医療施設の運営を支援するとともに、市内医療機関との連携等について協議する。	2	健康福祉局
		N I C U（新生児特定集中治療室）を安定的に稼働させ、集中治療が必要な新生児に提供していく。	N I C U（新生児特定集中治療室）を安定的に稼働させ、集中治療が必要な新生児に提供していく。	2	病院局
90	・妊産婦等への心身の健康保持に向けた取組を実施します。	・母子健康手帳の交付 ・妊娠期や出産後の家庭訪問による相談支援の実施 ・妊婦健康診査の実施 ・両親学級の実施	・母子健康手帳の交付 ・妊娠期や出産後の家庭訪問による相談支援の実施 ・妊婦健康診査の実施 ・両親学級の実施	2	こども本部
		市立川崎病院で助産外来を運営し、妊産婦の妊娠、出産、育児に対する不安やさまざまなニーズに対し、きめ細やかな対応する。	市立川崎病院で助産外来を運営していく中で、受診した妊産婦からアンケート等を通して助産外来への評価を募り、業務に反映していく。	1	病院局
91	・不妊に悩む男女への支援を実施します。	・特定不妊治療（体外受精・顕微授精）による不妊治療の費用を一部助成 ・不妊・不育専門相談センターにおいて不妊・不育の専門相談を実施	・特定不妊治療（体外受精・顕微授精）による不妊治療の費用を一部助成 ・不妊・不育専門相談センターにおいて不妊・不育の専門相談を実施	2	こども本部
		市立川崎病院で不妊外来を運営し、不妊症患者への対応を行う。	市立川崎病院で不妊外来を運営し、不妊症患者への対応を行う。	2	病院局
<b>③更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援</b>					
92	・更年期・高齢期の健康づくり、介護予防に自主的に取り組めるよう支援します。	65歳以上の運動の制限をされていない方を対象に、市内49箇所の「老人いこいの家」で、転ばないための体操や健康講話を「いこい元気広場」として実施。各区役所においても、地域の実状に合った介護予防事業、介護予防活動を実施している。また、65歳以上の全ての方に、2年に1度「暮らしの元気度チェック」を郵送し、暮らしの元気度が低いと判断された方を対象に、運動器機能向上事業、栄養改善事業、口腔機能向上事業等を介護予防事業として実施している。	平成26(2014)年度においては、第5期計画（かわさきいきいき長寿プラン）期間中であり、計画に沿って事業を実施する。次年度からの第6期計画では、国における制度改正の中で「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されるため、介護予防事業の見直しと、より効果的な介護予防の推進が必要である。	5	健康福祉局
		介護予防についての普及啓発事業、地域住民が自ら介護予防に取り組めるよう指導育成事業とグループ支援、二次予防事業対象者把握事業の推進など。	地域活動に参加することは介護予防の観点から重要である。退職後の男性が地域活動に参加できるよう働きかけていくのみならず、ボランティアとして活躍できるよう支援していく。	2	川崎区役所

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
92	・更年期・高齢期の健康づくり、介護予防に自主的に取り組めるよう支援します。	更年期に起こりやすい心と体の特徴や高齢期に介護に移行しやすい疾患の予防等について学習し、その予防の手段としての体操や食事の実際・心の健康を含め学習する。	<講座名>・こころとからだの健康セミナー ・更年期と上手に向き合う ・からだメンテナンス「夏バテ解消」 ・しなやかで丈夫な骨をつくろう ・こころいきいき講座（質の良い眠りとうつ予防） ・膝の痛みにさようなら「膝板改善・予防講座」 <課題>講座によっては、募集後比較的早い時期に定員となる。募集定員をどうしていくか課題である。	2	幸区役所
		・介護予防についての知識の普及、啓発を行なうと共に地区組織や地区グループと連携を図り、高齢者が健康で住みなれた地域で自分らしい生活を続けられるように支援する。 ・認知症について講座等を開催し、理解を深めるための働きかけを行うとともに、「介護する家族の会」への支援など介護者への支援も行う。 ・運動普及推進員、パンジー隊による『なかはらパンジー体操』の地域普及活動を推進する。高齢者が身近な地域で孤立しないようにし、健康づくりに取り組めるように支援する。	・それぞれの事業について、今後も継続して実施していく。	2	中原区役所
		・「いこい元気広場」の普及啓発 ・二次予防事業対象者把握事業の推進 ・二次予防事業の講座の普及啓発	介護者が参加しやすい工夫も含め、地域へ出向いて実施する、講演会や交流会の実施など、事業の見直しを行う。	2	高津区役所
		食事と生活習慣を見直し、より一層健やかな生活を送るための教室  健康づくり・介護予防をを目的とした健康教室	計画どおり、教室を実施する。継続して男女が共に参画して健康づくり、介護予防のための体操やウォーキングを取り組めるよう、各団体の取り組みを支援していく。	1	多摩区役所
		運動普及推進員、食生活改善推進員の養成講座を実施する。また、定例会の開催により活動を支援する。公園を拠点にしたウォーキング、健康体操を区内10会場で通年実施する。体験ウォークを年10回実施する。	男女を問わず幅広い年齢層へ事業の周知が必要である。	2	麻生区役所

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
<b>④性差医療の推進</b>					
93	・女性専用外来設置医療機関や女性医師のいる医療機関についての情報提供を行います。	・救急医療情報システム事業の一環として「かわさきのお医者さん」というHPを介し、女性医師に診てもらえる医療機関の情報提供を行う。	今後とも市ホームページ「かわさきのお医者さん」により、女性医師による診療について、情報提供を行います。	2	健康福祉局
94	・性差に応じた的確な医療や健康診断の機会を充実します。	子宮がん、乳がん及び骨量減少者の早期発見を図り、女性市民の健康保持、向上に資するため、各検診事業を実施している。また、子宮がん検診及び乳がん検診については、特定の年齢の方に無料クーポンを送付し、受診を促している。	子宮がん及び乳がん検診の無料クーポン券配布対象等が変更となるため、今年度については、女性市民への検診情報の提供機会が増加する。検診受診率を向上させるためには、各種広報の手法等について検討が必要。	2	健康福祉局
		女性患者が男性医師には話しにくい心身の症状などを気軽に、また安心して相談できるように女性専用外来を設置し、女性特有の症状に対応した的確な医療を提供する。	女性専門外来については、女性医師不足等の理由で休止した状況となっている。引き続き必要な女性医師の確保に努める。		
<b>⑤性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の推進</b>					
95	・性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての講座等を通じて周知啓発します。	「女性の健康週間」において、講座を通じて妊娠・出産についての情報提供を推進する。	厚生労働省が定める「女性の健康週間」(3月1日から8日)において、妊娠・出産、産前・産後等に関する知識を学ぶ機会としてセミナーを開催する。	2	市民・子ども局
		思春期保健に関わる個別相談 学校保健と連携した小・中・高校における思春期保健教育の実施	保健福祉センターにおいて思春期保健に関わる個別相談を実施するとともに、教育委員会等関係機関と連携し、思春期保健に関わる集団健康教育を効果的に実施する。		
<b>⑥健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及啓発の推進</b>					
96	・心身ともに健康に影響を及ぼすHIVや性感染症、薬物の使用などを防止するための正しい知識の普及をします。	若年層に拡がりをみせる違法ドラッグ等の薬物乱用が問題となっていることから、国民的啓発運動等により啓発活動を実施する。	引き続き、薬物乱用防止に関するイベント、薬物乱用防止教室等を実施することにより、若年層を主な対象として啓発を継続実施する。	2	健康福祉局
		市内の青少年層を対象に講演会を開催し、エイズを含む性感染症についての正しい知識の普及を図る。	市内中学校・高校へ5月に通知し、講演会開催希望校へ講師の派遣等講演会開催を支援する。  HIV感染に気づかずいきなりAIDSを発症する例がみられるため更なる普及啓発が必要である。		

事業番号	事業	事業概要	平成26(2014)年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管局
96	・心身ともに健康に影響を及ぼすHIVや性感染症、薬物の使用などを防止するための正しい知識の普及をします。	国の「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び神奈川県「薬物乱用防止教室実施要項」により中学校及び高等学校は、生徒を対象とした薬物乱用防止教室を毎年1回以上実施する。	中学校及び高等学校では、生徒を対象とした薬物乱用防止教室を年1回以上実施する。 早い時期からの薬物乱用防止教育が必要であることから、各小学校において児童や地域の実態に応じた防止教室を開催することが課題である。	2	教育委員会
⑦相談しやすい体制の整備					
97	・こころと体の健康に関する身近な相談窓口の周知に努めます。	女性の総合相談『ハロー・ウィメンズ110番』において、心身の健康についての相談を受ける。	各種広報媒体を通じて、女性の総合相談『ハロー・ウィメンズ110番』についての周知を図り、女性相談のニーズを引き出す。	2	市民・子ども局
			区役所保健福祉センターにおいて精神保健福祉に関する各種相談業務を実施し、市のホームページ等で周知を図る。	2	健康福祉局